# 貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に 関する調査結果報告 <経営実態調査>

一資料編一

### 目次

### I. 貸金業者調査

- 1.調査概要
- 2.標本構成
- 3.調査結果
  - (1) 法改正対応による貸金業者の資金供給への影響
  - (2) 今後の貸金業者による資金供給の見通し
  - (3) 与信姿勢の変化・与信見直しによる資金供給への影響
  - (4) 資金需要者への貸付状況
  - (5) 総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況
  - (6) 借入れに係る事務手続きの業務への影響
  - (7) 内閣府令への対応状況
  - (8) 完全施行対応による事業への負担(影響)と事業コスト構造
  - (9) 利息返還請求への対応状況
  - (10) 貸金業者の店舗の状況
  - (11) 地域別貸付残高の状況
  - (12) 今後の事業継続状況
  - (13) 資金需要者への相談・助言の対応状況
  - (14) 東日本大震災による、貸金業者への影響と対応

# I. 貸金業者調査

# 調査概要

#### (1)調査方法

調査対象	貸金業者:2,472 業者 ※ 2011 年 9 月 6 日時点の協会員(1,494 業者)及び 2011 年 9 月 7 日時点において 情報収集した登録業者(=非協会員/978 業者)
回答者数	貸金業者:1,026業者
調査方法	郵送調査法および電子メールによるアンケート調査
調査期間	2011年10月7日から11月11日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

### (2) 調査目的

消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関に対して貸金業法改正が及ぼす 影響や、貸金業者が抱える問題、資金供給機能の実現実態の把握

#### 【参考:昨年度調査概要】

調査対象	貸金業者:2,359 業者 ※ 2010 年 8 月 5 日時点の協会員(1,710 業者)及び 2010 年 8 月 1 日時点において 情報収集した登録業者のうち、一昨年度の調査票回答業者(=非協会員/649 業者)
回答者数	貸金業者:1,036業者
調査方法	郵送調査法および電子メールによるアンケート調査
調査期間	2010年8月30日から9月27日

# 標本構成

#### <有効回答者の標本構成>

	区分	発送数(*1)	有効 回答数	有効 回答率(*1)	残高カバレ ッジ(*2)
協会員/	協会員	1,494	731	48.9%	91.5%
非協会員	非協会員	978	295	30.2%	
	法人事業主	1,883	877	46.6%	
法人/個人	個人事業主	589	149	25.3%	
	消費者金融業態		340		
3業態	事業者金融業態		446		
	クレジット・信販他		211		
	不明		29		
貸付残高	5 億円以下		450		
	5 億円超~100 億円以下		350		
	100 億円超~500 億円以下		59		
	500 億円超~5,000 億円以下		42		
	5,000 億円超		10		
	不明		115		
合 計		2,472	1,026	41.5%	

<sup>(\*1)</sup> 非協会員の3業態及び貸付残高は、回答者のみ判定したため、3業態及び貸付残高の発送数・有効回答率は 未算出。

<sup>(\*2)</sup> 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

# 標本構成

#### <(参考1)昨年度調査における有効回答者の標本構成>

	区分	発送数	有効 回答数	有効 回答率	残高カバレッジ
協会員/	協会員	1,710	820	48.0%	91.7%
非協会員	非協会員(*3)	649	216	33.3%	
	法人事業主	1,824	877	48.1%	
法人/個人	個人事業主	535	159	29.7%	
3 業態	消費者金融業態		387		
	事業者金融業態		403		
	クレジット・信販他		218		
	不明		28		
貸付残高	5 億円以下		512		
	5 億円超~100 億円以下		341		
	100 億円超~500 億円以下		57		
	500 億円超~5,000 億円以下		43		
	5,000 億円超		14		
	不明		69		
合 計		2,359	1,036	43.9%	

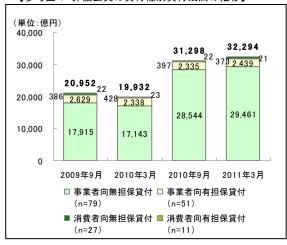
<sup>(\*3)</sup> 昨年度調査における非協会員の発送先は、一昨年度調査の回答者及び昨年度調査時点における新規登録業者。

### く(参考2)非協会員の特性について:本文中の各種分析結果をお読みになる前に>

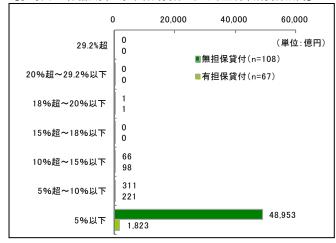
標本構成中の非協会員による貸付は、概ね事業者向貸付で(【参考図1】参照)、貸出金利帯は5%未満の金利であり(【参考図2】参照)、無担保貸付の単価が高額であることから、一般事業会社の金融子会社等によるグループ内貸付等が残高構成比の多くを占めていることが推測される。

一方、回答者数では貸付残高規模5億円以下の小規模貸金業が半数以上を占めており、その合計残高等より 小規模、零細貸金業者の回答も含まれている(前頁構成表参照)

【参考図1 非協会員の貸付種別貸付残高の推移】



【参考図2 非協会員の事業者向貸付における金利帯別貸付残高】



#### 結果 調 査

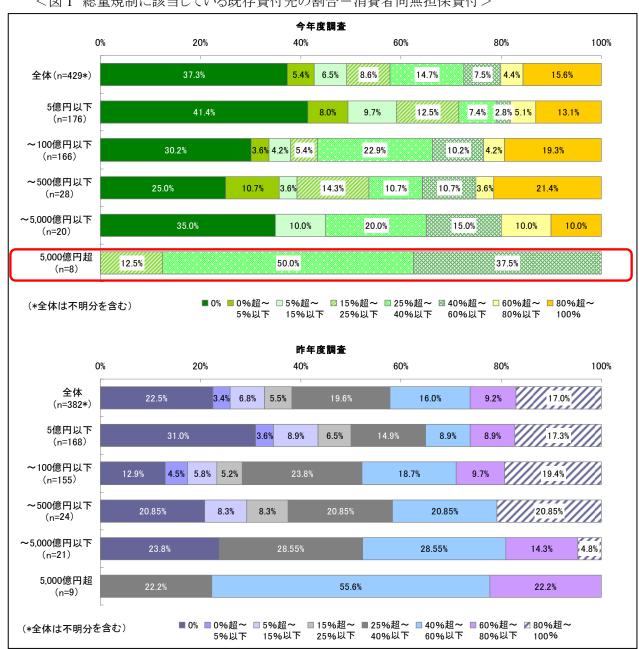
#### **(1)** 法改正対応による貸金業者の資金供給への影響

#### ① 既存貸付先における総量規制該当者の割合

消費者向無担保貸付において、総量規制に該当している既存貸付先の割合を調査したところ、「0% (総量規制該当者なし)」と回答した貸金業者の割合は37.3%となり、残りの62.7%の貸金業者は、総 量規制に該当している貸付先があると回答している。

貸付残高 5,000 億円超の大手貸金業者(以下「大手貸金業者」と言う)では、総量規制に該当している 貸付先の割合「40%超~60%以下」が3社(37.5%)、「25%超~40%以下」が4社(50.0%)となって いる。

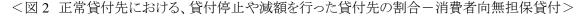


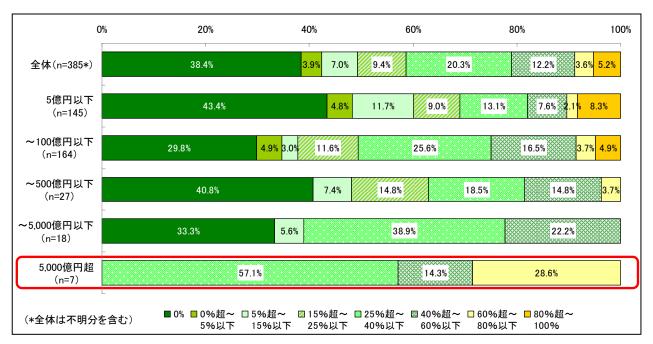


#### ② 正常貸付先に対する審査状況

消費者向無担保貸付において、完全施行(\*4)への対応として、正常貸付先のうち、貸付停止や減額を行った貸付先の比率を調査したところ、0%(貸付停止や減額を行った貸付先なし)と回答した貸金業者の割合は38.4%となり、残りの61.6%の貸金業者は、正常貸付先に対して、貸付停止や減額を行った貸付先があると回答している。

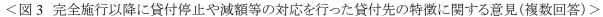
貸付残高 5,000 億円超の大手貸金業者では、「与信見直し措置を実施した貸付先比率:25%超~40%以下」と回答した貸金業者が 4 社(57.1%)、「同:60%超~80%以下」と回答した貸金業者が 2 社(28.6%)となっている。

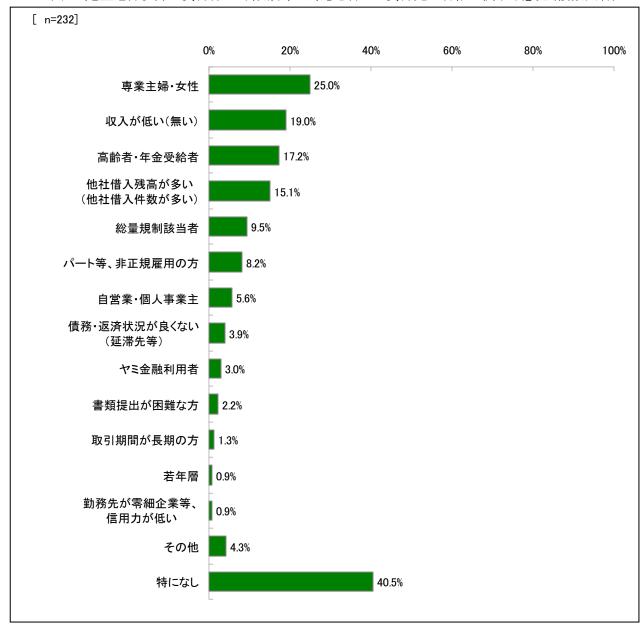




(\*4)2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され、2010年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われた。

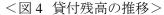
完全施行以降に貸付停止や減額等の対応を行った貸付先の特徴について調査したところ、「専業主婦・女性」を挙げた回答者が25.0%と最も多く、次いで「収入が低い(無い)」が19.0%、「高齢者・年金受給者」が17.2%となった。

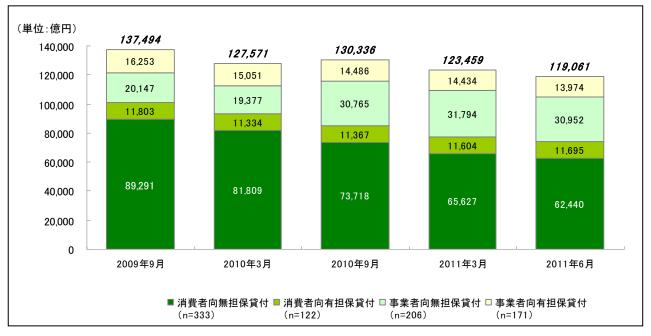




#### ③ 貸付残高・貸付件数の推移

2009 年 9 月から 2011 年 6 月までの「貸付残高」と「貸付件数」を調査した結果、貸付残高は、合計で 13.7 兆円(2009 年 9 月)から 11.9 兆円(2011 年 6 月)へと 1.8 兆円減少(△13.2%)し、なかでも、貸付残高シェアの高い消費者向無担保貸付が 8.9 兆円から 6.2 兆円へと 2.7 兆円減少(△30.3%)して いる。





#### <図5 貸付件数の推移>

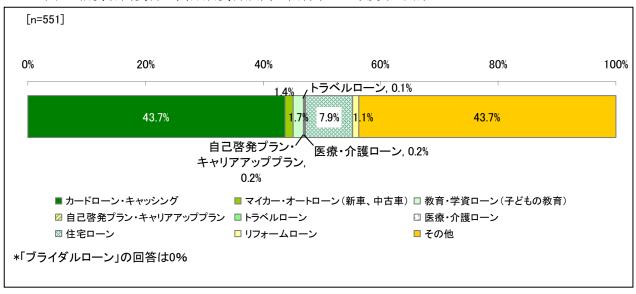


#### ④ 消費者向貸付の商品別貸付残高の割合

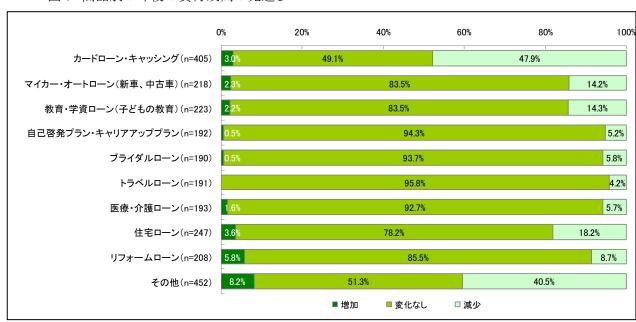
商品別の貸付残高の割合を調査したところ、貸付残高のうち「カードローン・キャッシング」、「その他」が **43.7%**を占めている。

また、商品別に貸付残高の今後の見通しを確認したところ、消費者向無担保貸付の「その他」を扱っている貸金業者の40.5%が、「カードローン・キャッシング」を扱っている貸金業者の47.9%が、今後、残高が減少すると見通している。

<図6 消費者向貸付の商品別貸付残高の割合(2010年度末時点)>



<図7 商品別の今後の貸付残高の見通し>



#### 5 1件あたりの貸付残高推移

貸付残高と貸付件数の実績から 1 件当たり貸付残高を算出すると、消費者向無担保貸付(協会員)の場合、15.9 万円(2009 年 9 月)から 11.8 万円(2011 年 6 月)へと 4.1 万円(△25.8%)低下している。

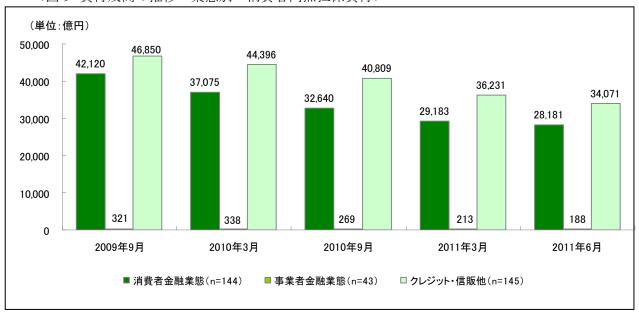
<図8 1件あたりの貸付残高推移>

8 1件めだりの員	[竹/技局推修/			
(協会員)			(	金額単位:万円)
年月	消費者向 無担保貸付 (n=257)	消費者向 有担保貸付 (n=91)	事業者向 無担保貸付 (n=98)	事業者向 有担保貸付 (n=97)
2009年9月	15.9	675.1	137.8	3,580.9
2010年3月	14.7	705.7	147.2	3,898.5
2010年9月	13.5	742.8	153.1	4,188.5
2011年3月	12.3	788.4	131.0	4,630.4
2011年6月	11.8	812.7	132.7	4,829.2
増減率	-25.8%	20.4%	-3.7%	34.9%
(非協会員)				
年月	消費者向 無担保貸付 (n=19)	消費者向 有担保貸付 (n=10)	事業者向 無担保貸付 (n=63)	事業者向 有担保貸付 (n=34)
2009年9月	284.7	842.9	65,717.9	54,781.6
2010年3月	306.4	930.1	64,345.1	50,161.4
2010年9月	286.9	920.5	79,875.0	45,548.4
2011年3月	286.4	931.3	81,560.9	43,576.5
2011年6月	273.7	866.7	78,416.0	43,875.2
増減率	-3.9%	2.8%	19.3%	-19.9%

### ⑥ 業態別貸付残高推移

消費者向無担保貸付の業態別推移のうち、貸付残高シェアの高い消費者金融業態では、貸付残高が4.2 兆円(2009 年 9 月)から 2.8 兆円(2011 年 6 月)へと 1.4 兆円(△33.3%)減少している。

<図9 貸付残高の推移-業態別-消費者向無担保貸付>

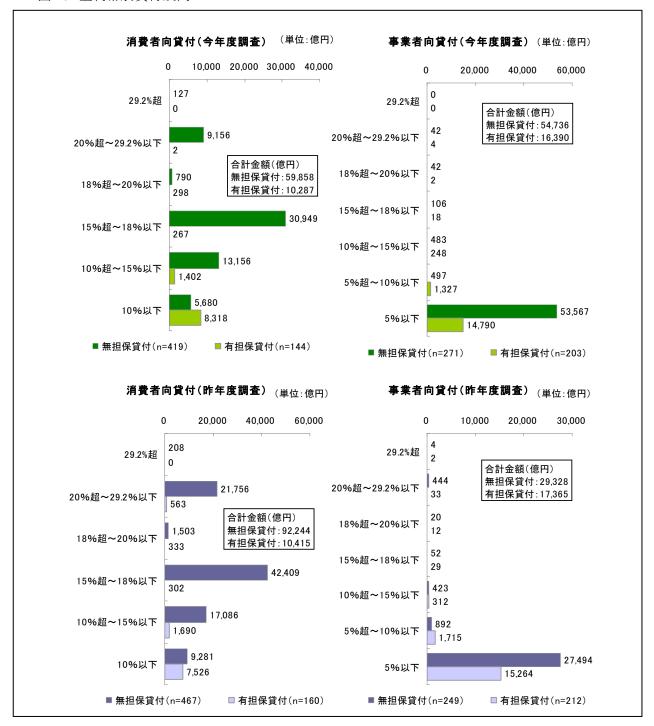


### 調 査 結 果

#### ⑦ 貸出金利の状況について

貸出金利の状況を把握するため、金利帯別貸付残高を調査した。消費者向無担保貸付は、「15%超~18%以下」(3.1 兆円)が最も多く、「10%超~15%以下」(1.3 兆円)が続く結果となった。また、事業者向け無担保貸付は、「5%以下」(5.4 兆円)が最も多く、全体の 98%に達した。

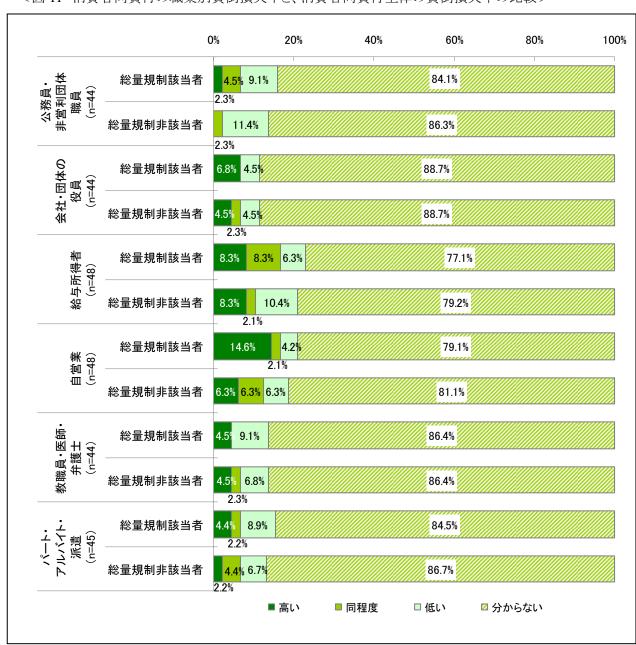
<図10 金利帯別貸付残高>



#### ⑧ 貸付先属性別の貸倒損失状況について

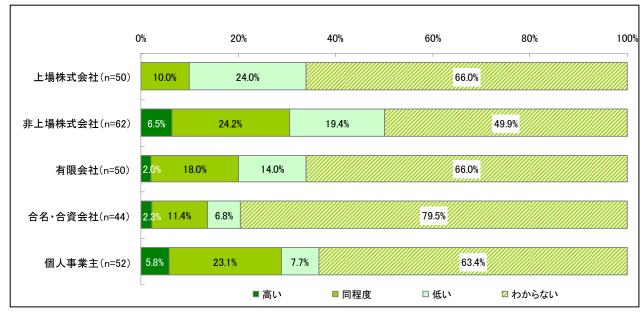
消費者向貸付において、貸付先を職業別に分類し、各々の総量規制該当者と総量規制非該当者の貸倒損失率(貸倒損失額の貸付残高に対する比率)について、消費者向貸付全体の貸倒損失率との相対比較(「いずれか高いかどうか」)を調査した。「(消費者向貸付全体の貸倒損失率に比べて)高い」と回答した割合は、「自営業一総量規制該当者」が14.6%と最も高く、「自営業一総量規制非該当者」の6.3%よりも8.3ポイント高くなっている。また、「給与所得者」では「総量規制該当者」も「総量規制非該当者」も8.3%、同じく「教職員・医師・弁護士」も4.5%と同水準となっている。

<図 11 消費者向貸付の職業別貸倒損失率と、消費者向貸付全体の貸倒損失率の比較>



同様に、事業者向貸付において会社形態別の貸倒損失率と、事業者向貸付全体の貸倒損失率を比較調査したところ、「(事業者向貸付全体の貸倒損失率に比べて)高い」と回答した割合は、「非上場株式会社」が 6.5%と最も高く、「個人事業主」が 5.8%と続いている。



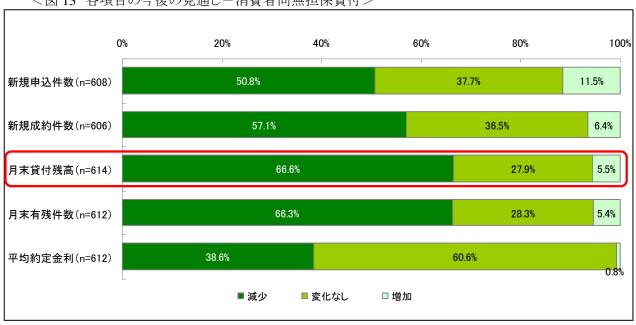


### (2) 今後の貸金業者による資金供給の見通し

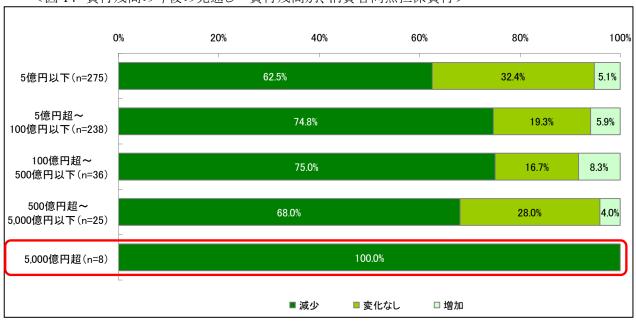
#### ① 貸付残高の今後の見通し

貸付残高の今後の見通しを調査したところ、消費者向無担保貸付では66.6%の貸金業者が「減少する」と回答した。このうち大手貸金業者(8社)では全社が貸付残高の減少を見通している。

<図13 各項目の今後の見通し-消費者向無担保貸付>

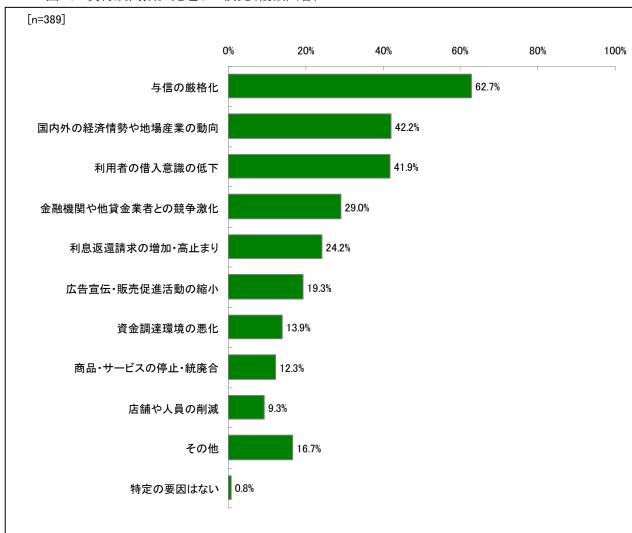


<図 14 貸付残高の今後の見通し-貸付残高別、消費者向無担保貸付>



#### ② 貸付残高減少見通しの根拠

消費者向無担保貸付の貸付残高が「減少する(見通し)」と判断した根拠を調査したところ、「与信の厳格化」が 62.7%と最も多く、「国内外の経済情勢や地場産業の動向」が 42.2%、「利用者の借入意識の低下」が 41.9%、「金融機関や他貸金業者との競争激化」が 29.0%と続いている。



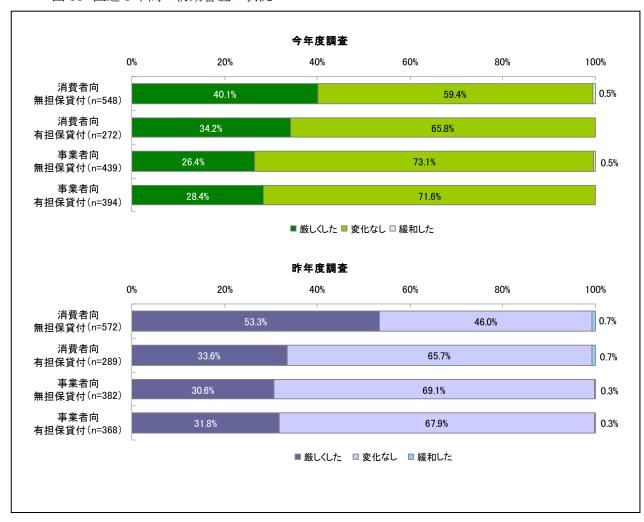
<図 15 貸付残高減少見通しの根拠(複数回答)>

### (3) 与信姿勢の変化・与信見直しによる資金供給への影響

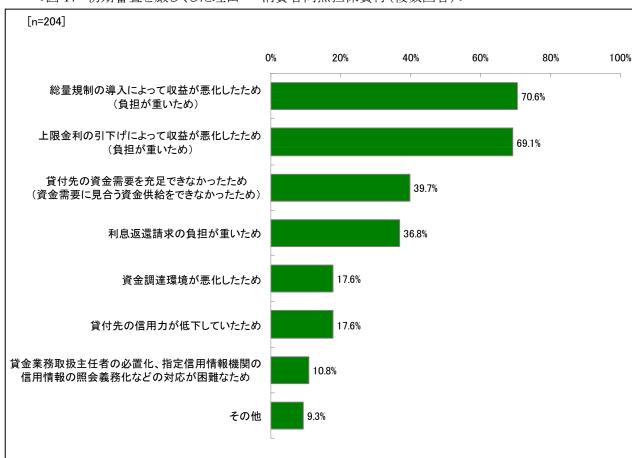
#### ① 貸金業者による初期審査姿勢の変化

新規貸付先に対する与信姿勢を把握するため、直近1年間の審査状況を調査したところ、消費者向無担保貸付の場合、貸金業者の40.1%が初期審査姿勢を「厳しくした」と回答している。(昨年度の調査結果:「厳しくした」53.3%)。

<図 16 直近 1 年間の初期審査の状況>



さらに、消費者向無担保貸付において、初期審査を厳しくした理由を確認したところ、貸金業者の70.6%が「総量規制の導入によって収益が悪化したため(負担が重いため)」、69.1%が「上限金利の引下げによって収益が悪化したため(負担が重いため)」を理由として挙げている。

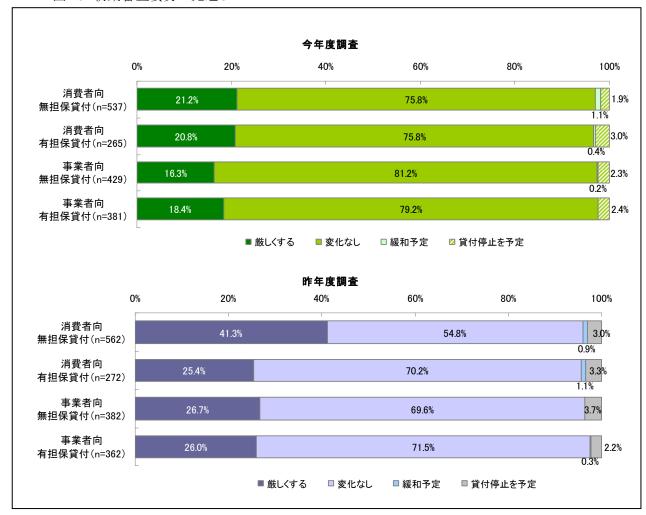


<図 17 初期審査を厳しくした理由 - 消費者向無担保貸付(複数回答)>

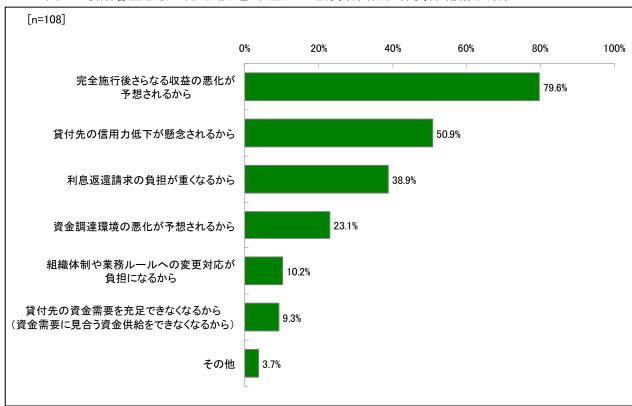
#### ② 貸金業者の初期審査姿勢の見通し

今後の初期審査姿勢を調査したところ、消費者向無担保貸付を行う貸金業者の 21.2%が「厳しくする」、 1.9%が「貸付停止を予定」と回答している(昨年度の調査結果:「厳しくする」41.3%、「貸付停止を予定」3.0%)。

<図 18 初期審査姿勢の見通し>



さらに、消費者向無担保貸付において、初期審査を厳しくする、または、貸付停止の予定の理由を確認したところ、貸金業者の79.6%が「完全施行後さらなる収益の悪化が予想されるから」、50.9%が「貸付先の信用力低下が懸念されるから」を理由として挙げている。

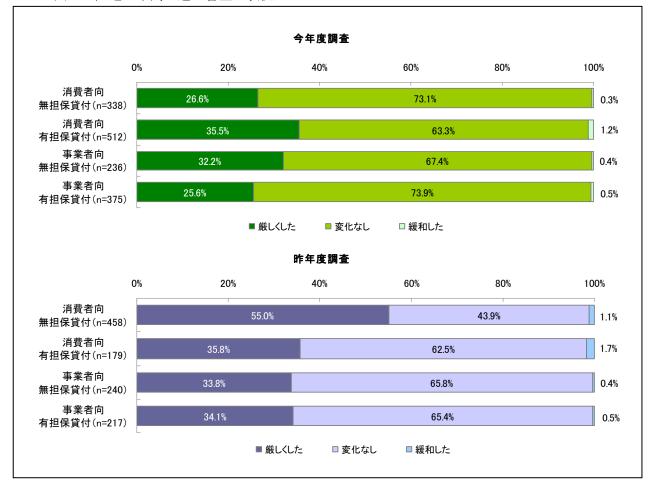


<図 19 初期審査を厳しくする(見通し)理由 - 消費者向無担保貸付(複数回答)>

#### ③ 貸金業者による途上審査姿勢の変化

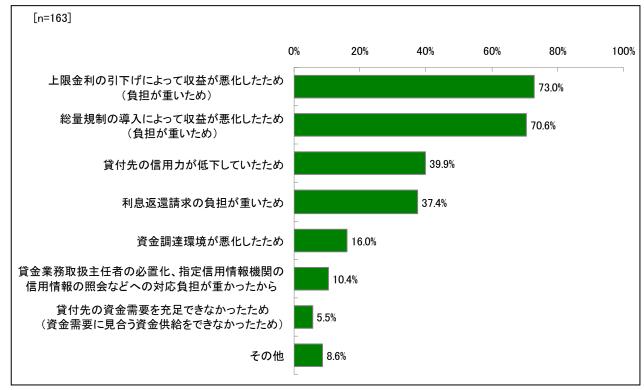
追加借入申込に対する途上審査姿勢(消費者向無担保貸付)を調査したところ、貸金業者の 26.6% が「厳しくした」と回答している。

<図 20 直近1年間の途上審査の状況>



さらに、消費者向無担保貸付において、途上審査を厳しくした、または、貸付停止の予定の理由を確認したところ、貸金業者の 73.0%が「上限金利の引下げによって収益が悪化したため(負担が重いため)」、70.6%が「総量規制の導入によって収益が悪化したため(負担が重いため)」を理由として挙げている。

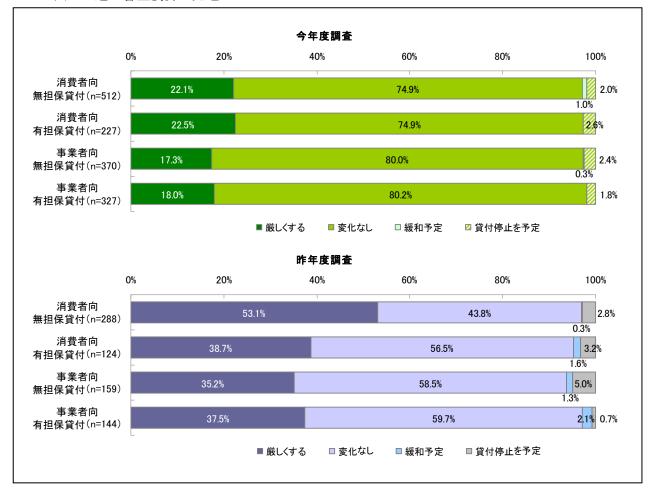




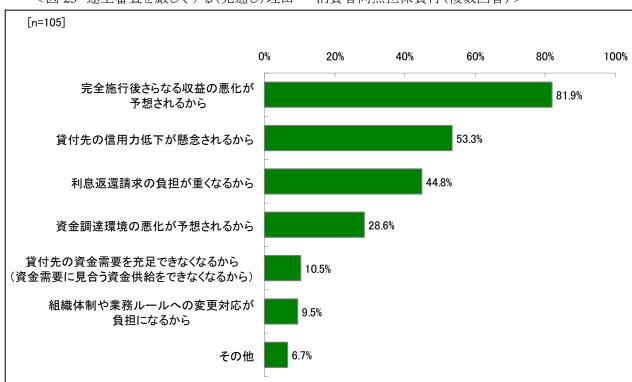
#### ④ 貸金業者の途上審査姿勢の見通し

今後の途上審査姿勢について調査したところ、消費者向無担保貸付を行う貸金業者の 22.1%が「厳しくする」、2.0%が「貸付停止を予定」と回答している。

<図 22 途上審査姿勢の見通し>



さらに、消費者向無担保貸付において、途上審査を厳しくする、または、貸付停止の予定の理由を確認したところ、貸金業者の81.9%が「完全施行後さらなる収益の悪化が予想されるから」、53.3%が「貸付先の信用力低下が懸念されるから」を理由として挙げている。



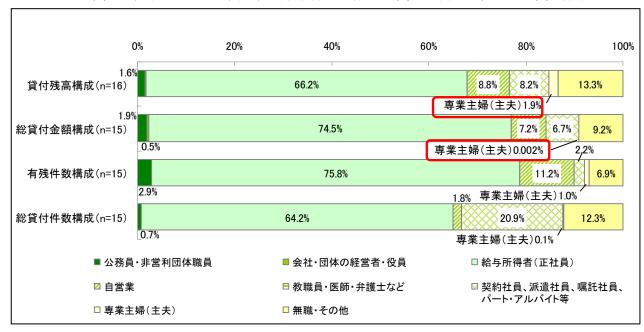
<図 23 途上審査を厳しくする(見通し)理由 - 消費者向無担保貸付(複数回答)>

### (4) 資金需要者への貸付状況

#### ① 消費者向貸付における資金需要者の属性別貸付状況

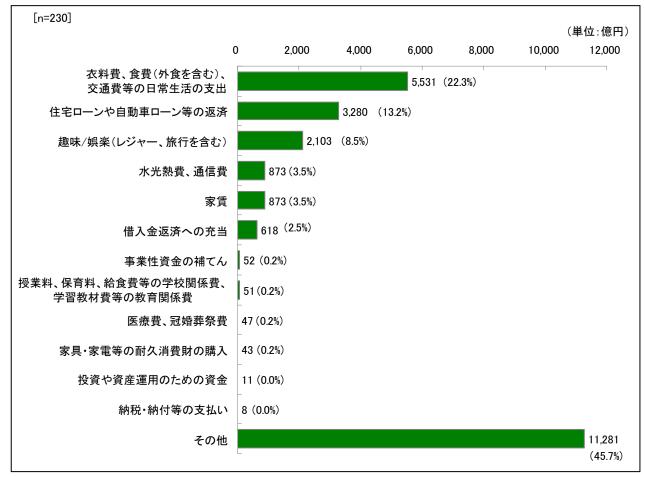
貸付残高 500 億円超の貸金業者の消費者向貸付における資金需要者の職業別貸付状況をみると、 総貸付残高に対する「自営業」が占める貸付残高構成比は 8.8%である一方、月間の総貸付金額(新 たな貸付と追加貸付の総額)に対する「自営業」が占める総貸付金額構成比では 7.2%となっている。 同様に、非正規雇用者に該当する「契約社員、派遣社員、嘱託社員、パート・アルバイト等」について は、貸付残高構成比は 8.2%である一方、総貸付金額構成比は 6.7%、「専業主婦(主夫)」について は、貸付残高構成比は 1.9%である一方、総貸付金額構成比では 0.002%となっている。





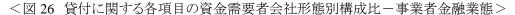
消費者向貸付における使途別貸付残高を調査したところ、使途が明確な貸付のなかでは、「衣料費、食費(外食を含む)、交通費等の日常生活の支出」が5,531億円(全体の22.3%)と最も多く、「住宅ローンや自動車ローン等の返済」が3,280億円(同:13.2%)、「趣味/娯楽(レジャー、旅行を含む)」が2,103億円(同:8.5%)と続いている。

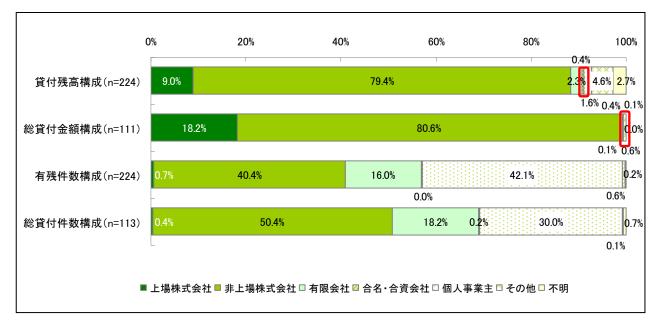




#### ② 事業者向貸付における資金需要者の属性別貸付状況

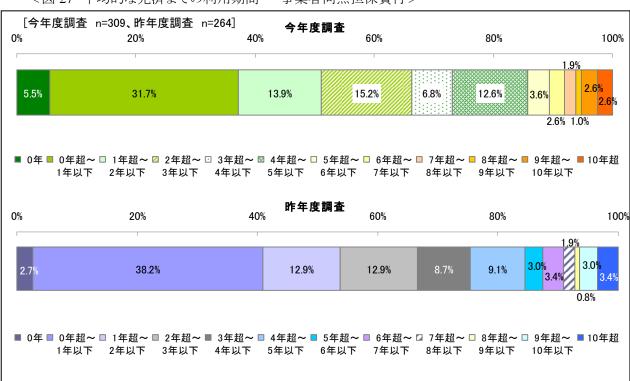
事業者金融業態の事業者向貸付における会社形態別貸付状況をみると、総貸付残高に対する「個人事業主」が占める貸付残高構成比は 1.6%である一方、月間の総貸付金額(新たな貸付と追加貸付の総額)に対する「個人事業主」が占める総貸付金額構成比では 0.1%となっている。また、件数ベースでみると、有残件数に対する「個人事業主」が占める構成比は 42.1%である一方、月間の総貸付件数に対する「個人事業主」が占める構成比では 30.0%となっている。





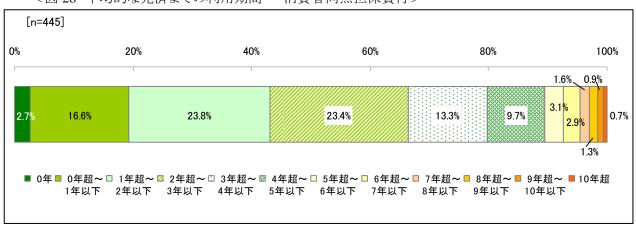
#### ③ 平均的な完済までの利用期間

事業者向無担保貸付における平均的な完済までの利用期間を調査したところ、貸金業者の 37.2%が「1年以内」と回答している。(昨年度の調査結果:貸金業者の 40.9%が「1年以内」と回答している。)同様に、消費者向無担保貸付における完済までの平均的な利用期間を調査したところ、貸金業者の 19.3%が「1年以内」と回答している。



<図 27 平均的な完済までの利用期間 - 事業者向無担保貸付>





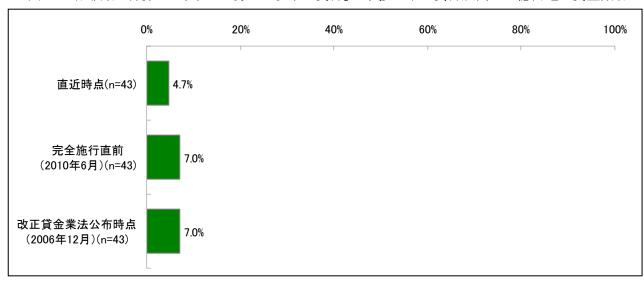
### (5) 総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況

#### ① 適用除外貸付・例外貸付を行う資金業者割合

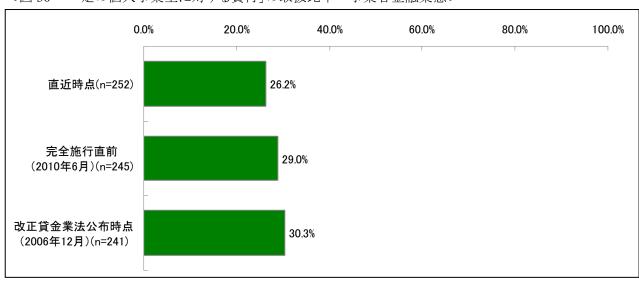
総量規制の適用除外貸付・例外貸付の実施状況を調査したところ、貸付残高 500 億円超の貸金業者 における「配偶者と合算した年収の 3 分の 1 以下の貸付」を取り扱う貸金業者の比率は、2006 年 12 月時点の 7.0%から、直近では 4.7%に低下している。

同様に、事業者金融業態における「個人事業主に対する貸付」の取り扱い貸金業者の比率を調査した ところ、30.3%から、29.0%、26.2%へと推移している。

<図 29 「配偶者と合算した年収の 3 分の 1 以下の貸付」の取扱比率一貸付残高 500 億円超の貸金業者>



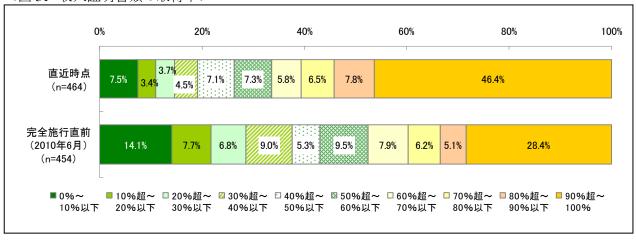
<図30「一定の個人事業主に対する貸付」の取扱比率-事業者金融業態>



#### ② 収入証明書の取得状況

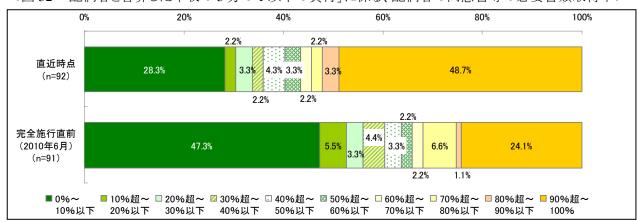
完全施行直前(2010年6月)と直近時点における、収入証明書類の取得率を調査したところ、「取得率:90%超~100%以下」と回答した割合は、28.4%(完全施行直前)から46.6%(直近時点)へと上昇している。

#### <図 31 収入証明書類の取得率>



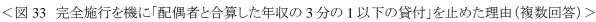
#### ③ 「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」に係る、必要書類取得状況

完全施行直前(2010年6月)と直近時点における、「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」に係る、配偶者の同意書等の必要書類取得率を調査したところ、完全施行直前では「取得率:0%~10%以下」と回答した割合が47.3%と最も高く、直近時点では、「取得率:90%超~100%」と回答した割合が48.7%と最も高くなっている。



<図32「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」に係る、配偶者の同意書等の必要書類取得率>

また、完全施行を機に「配偶者と合算した年収の3分の1以下の貸付」を止めた理由について調査したところ、貸金業者の76.1%が「配偶者への内緒の借入れが多く、配偶者から同意を得ることは現実には困難であるため」と回答し、59.4%が「同意書等必要書類取得について、資金需要者の理解を得られにくいため」と回答している。

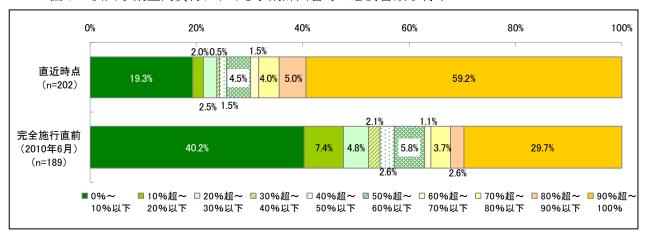




### 調 査 結 果

#### ④ 個人事業主向貸付における必要書類取得状況

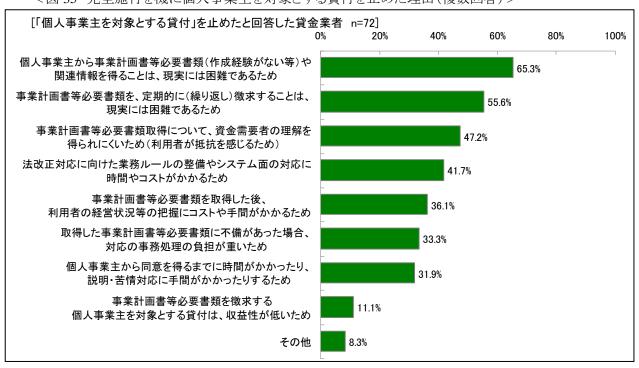
完全施行直前(2010年6月)と直近時点における、個人事業主向貸付における事業計画書等の必要書類取得率を調査したところ、完全施行直前では「取得率:0%~10%以下」と回答した割合が40.2%と最も高く、直近時点では「取得率:90%超~100%」と回答した割合が59.2%と最も高くなっている。



<図34 個人事業主向貸付における事業計画書等の必要書類取得率>

また、完全施行を機に、個人事業主を対象とする貸付を止めた理由について調査したところ、貸金業者の 65.3%が「個人事業主から事業計画書等必要書類(作成経験がない等)や関連情報を得ることは、現実には困難であるため」と回答し、55.6%が「事業計画書等必要書類を、定期的に(繰り返し)徴求することは、現実には困難であるため」と回答している。





### (6) 借入れに係る事務手続きの業務への影響

#### ① 必要書類提出依頼状況

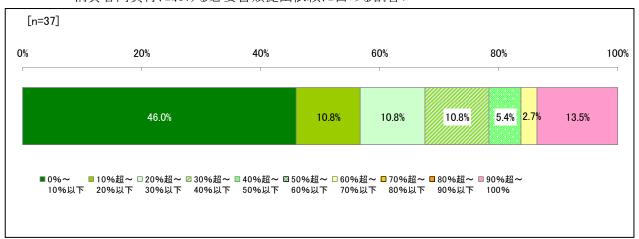
消費者向貸付において、総貸付先数に対する収入証明書類等の必要書類の月平均提出依頼件数について調査したところ、「提出依頼件数比率: 0%超~10%以下」と回答した割合が 68.9%と最も多く、「同:90%超~100%」と回答した割合が 9.0%と続いている。

<図 36 総貸付件数に対する収入証明書類等の必要書類の提出依頼の割合 - 消費者向貸付>

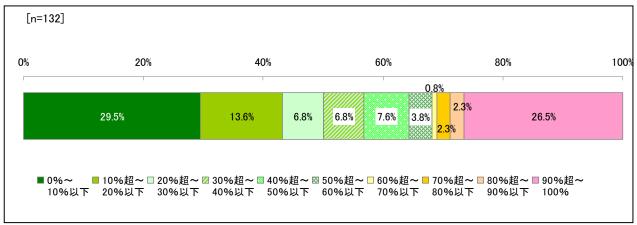


また、上記の必要書類提出依頼件数に対する、配偶者貸付における「配偶者の同意書面」及び「夫婦関係証明書面」の書類提出依頼比率を調査したところ、「配偶者貸付関連の書類提出依頼比率:0%超~10%以下」と回答した割合が46.0%と最も多く、「同:90%超~100%」と回答した割合が13.5%と続いている。

<図 37 配偶者貸付における「配偶者の同意書面」及び「夫婦関係証明書面」の書類提出依頼件数が 消費者向貸付における必要書類提出依頼に占める割合>

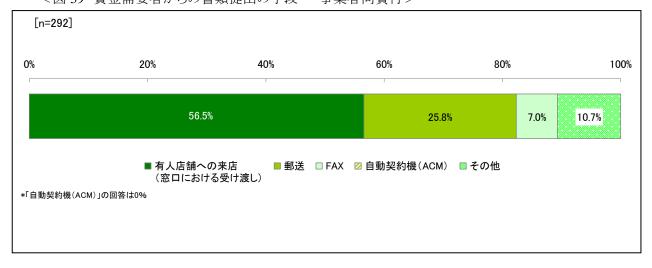


同様に、事業者向貸付において、総貸付先数に対する事業計画書等の必要書類の月平均提出依頼件数について調査したところ、「提出依頼件数比率: 0%超~10%以下」と回答した割合が 29.5%と最も多く、「同:90%超~100%」と回答した割合が 26.5%と続いている。



<図38 総貸付件数に対する事業計画書等の必要書類の提出依頼の割合 - 事業者向貸付>

事業者向貸付における、資金需要者からの書類提出の手段について調査したところ、「有人店舗への来店(窓口における受け渡し)」が56.5%と最も多く、次いで「郵送」が25.8%となっている。

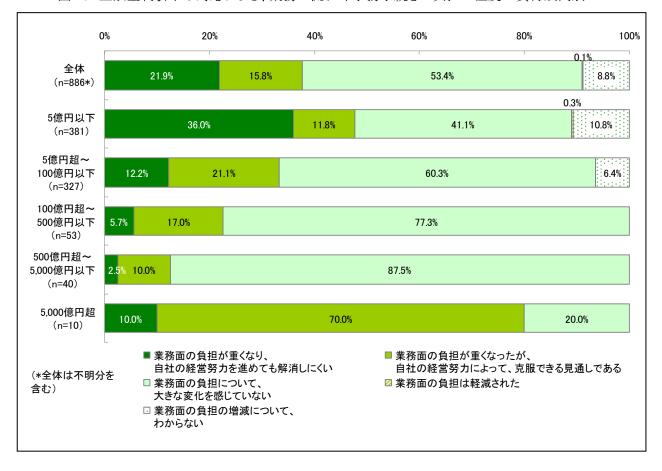


<図39 資金需要者からの書類提出の手段 - 事業者向貸付>

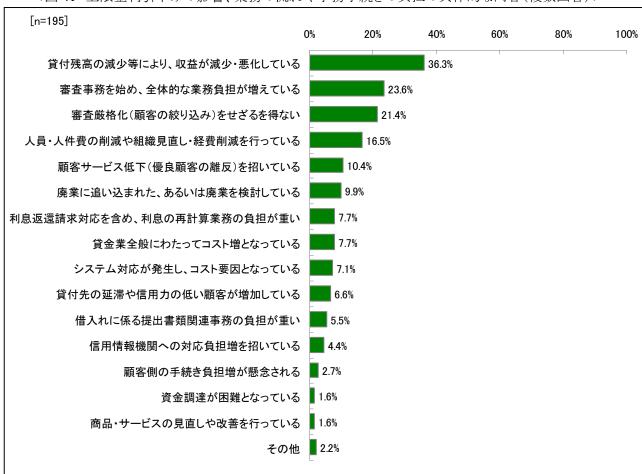
#### 2 上限金利引き下げによる業務への影響

上限金利引下げによる業務負担への影響度を調査したところ、「業務面の負担が重くなった」と回答した割合は、「業務面の負担が重くなり、自社の経営努力を進めても解消しにくい」、「業務面の負担が重くなったが、自社の経営努力によって、克服できる見通しである」をあわせて 37.7%となっている。

<図 40 上限金利引下げ対応による、業務の流れや事務手続きの負担の程度-貸付残高別>



上限金利引下げの影響、業務の流れや事務手続きの負担の具体的な内容について調査したところ、「貸付残高の減少等により、収益が減少・悪化している」が 36.3%と最も多く、次いで「審査事務を始め、全体的な業務負担が増えている」が 23.6%、「審査厳格化(顧客の絞り込み)をせざるを得ない」に関する意見が 21.4%となっている。

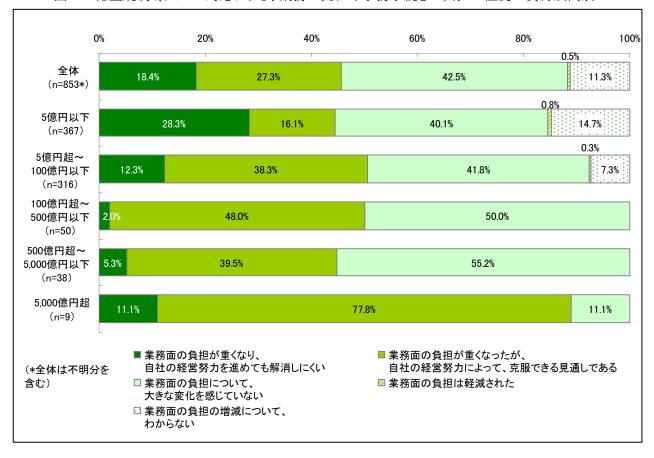


<図41 上限金利引下げの影響、業務の流れや事務手続きの負担の具体的な内容(複数回答)>

### ③ 総量規制導入による業務への影響

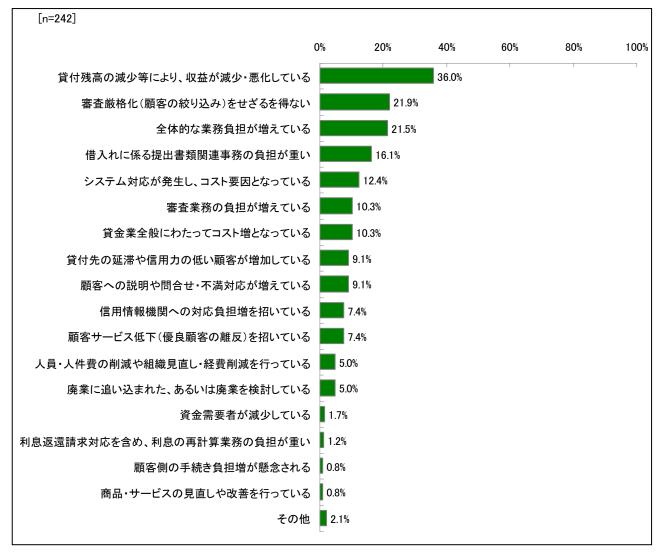
総量規制導入による業務負担への影響度を調査したところ、「業務面の負担が重くなった」と回答した 割合は、「業務面の負担が重くなり、自社の経営努力を進めても解消しにくい」、「業務面の負担が重く なったが、自社の経営努力によって、克服できる見通しである」をあわせて 45.7%となっている。

<図 42 総量規制導入への対応による、業務の流れや事務手続きの負担の程度-貸付残高別>



総量規制導入の影響、業務の流れや事務手続きの負担の具体的な内容について調査したところ、「貸付残高の減少等により、収益が減少・悪化している」が36.0%と最も多く、次いで「審査厳格化(顧客の絞り込み)をせざるを得ない」が21.9%、「全体的な業務負担が増えている」が21.5%となっている。

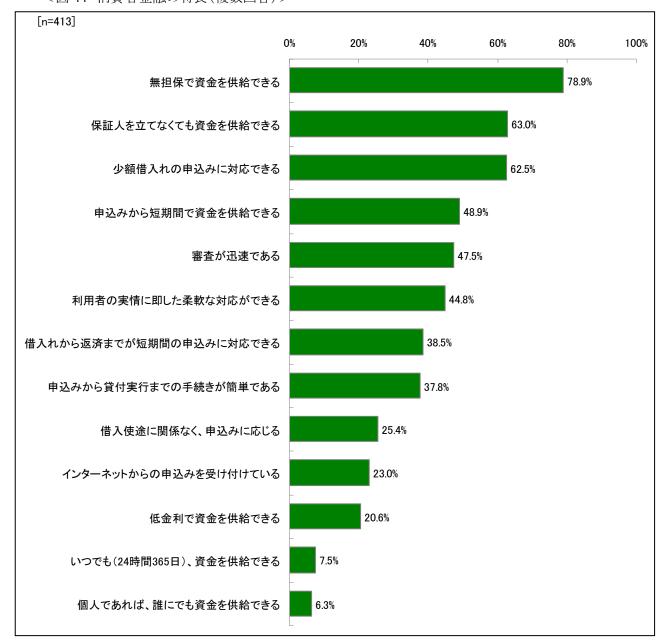
<図 43 総量規制導入の影響、業務の流れや事務手続きの負担の具体的な内容について(複数回答)>



### ④ 消費者金融の特長

消費者金融の特長について調査したところ、貸金業者の 78.9%が「無担保で資金を供給できる」と回答し、63.0%が「保証人を立てなくても資金を供給できる」、62.5%が「少額借入れの申込みに対応できる」と回答している。

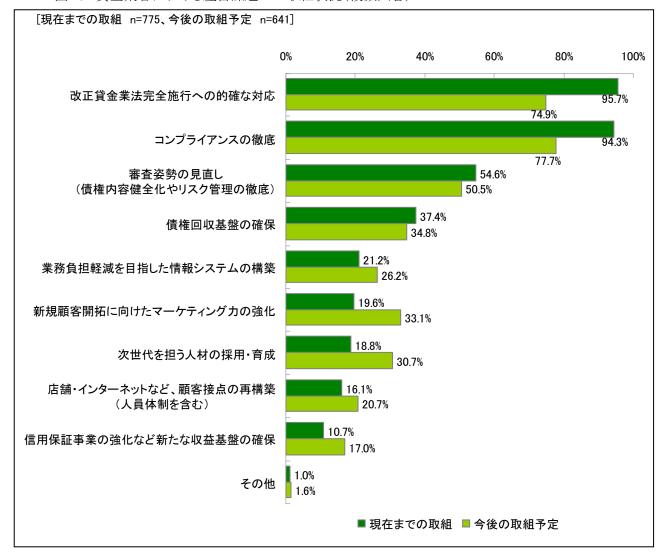




#### ⑤ 貸金業者における経営課題への取組状況

完全施行以降の経営課題への取組状況について調査したところ、現在までの取組として、貸金業者の 95.7%が「改正貸金業法完全施行への的確な対応」と回答し、今後の取組予定として、貸金業者の 77.7%が「コンプライアンスの徹底」と回答している。

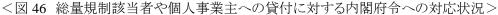
<図 45 貸金業者における経営課題への取組状況(複数回答)>

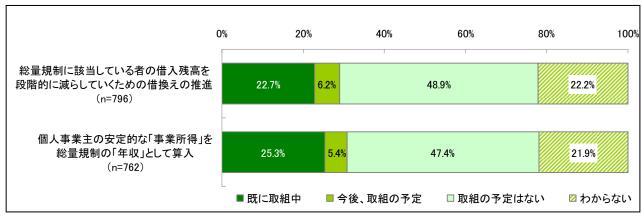


### (7) 内閣府令への対応状況

#### ① 総量規制該当者や個人事業主への貸付に対する内閣府令への対応状況

貸金業者の28.9%が「総量規制に該当している資金需要者の借入残高を段階的に減らしていくための借換え(\*5)の推進」について「既に取組中」、「今後、取組の予定」と回答している。また、貸金業者の30.7%が「個人事業主の安定的な『事業所得』を総量規制の『年収』として算入(\*6)」について「既に取組中」、「今後、取組の予定」と回答している。

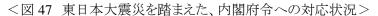


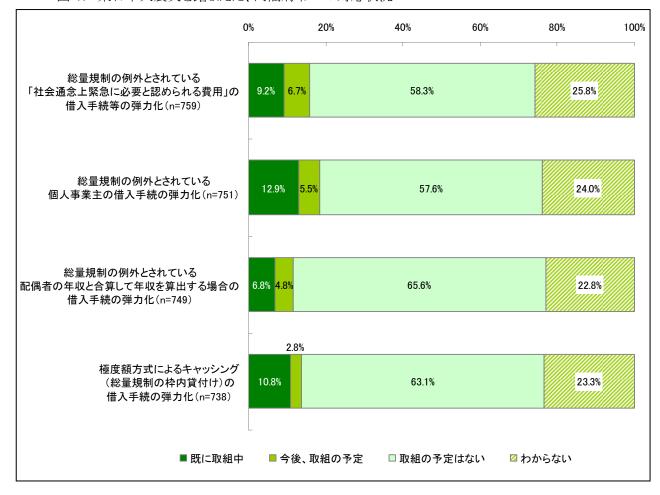


- (\*5)「借り手の目線に立った 10 の方策」により、総量規制に該当している借り手が、これまでのリボルビング契約に基づく借入れについて、返済期間が長く、月々の返済負担も少ない、一本の借入れに借り換えることによって、段階的に借入残高を減らすことが可能となる措置が講じられ、段階的な返済のための借換えを総量規制の例外としている。
- (\*6)「借り手の目線に立った 10 の方策」により、個人事業者の「事業所得(総収入金額から必要経費を控除した額)」の うち、「安定的な年収」として認められるものについては、総量規制の基準となる「年収」に加えることが可能となった。

### ② 東日本大震災を踏まえた、内閣府令への対応状況

貸金業者の15.9%が「総量規制の例外とされている『社会通念上緊急に必要と認められる費用』の借入手続等の弾力化」について、「既に取組中」、「今後、取組の予定」と回答している。





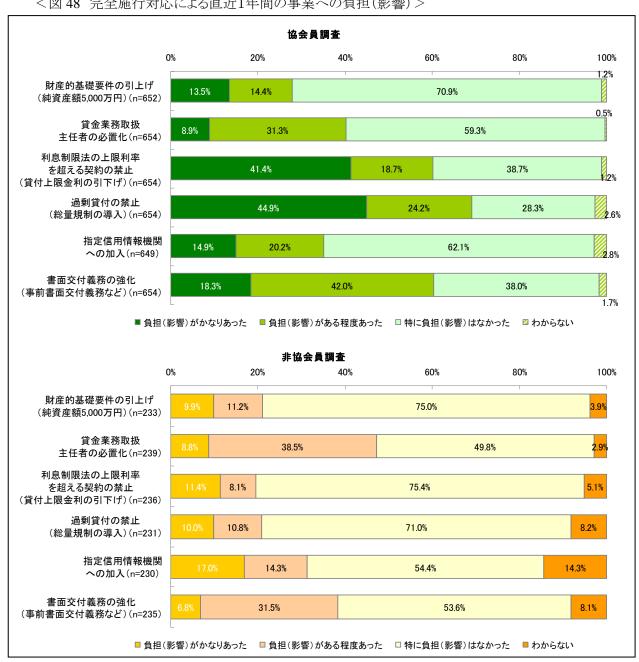
#### 杳 結 調

### 完全施行対応による事業への負担(影響)と事業コスト構造

#### ① 完全施行対応による事業への負担(影響)

完全施行対応による直近 1 年間の事業への負担(影響)について調査(協会員)した。影響が大きい 項目としては、「過剰貸付の禁止(総量規制の導入)」と回答した貸金業者が最も多く、「負担(影響)が かなりあった」、「負担(影響)がある程度あった」をあわせて 69.1%が「負担(影響)があった」と回答した。 また、「書面交付義務の強化(事前書面交付義務など)」については60.3%が、「利息制限法の上限利 率を超える契約の禁止(貸付上限金利の引下げ) については 60.1%が、「負担(影響)があった」と回 答した。

<図 48 完全施行対応による直近1年間の事業への負担(影響)>



#### 結果 調 査

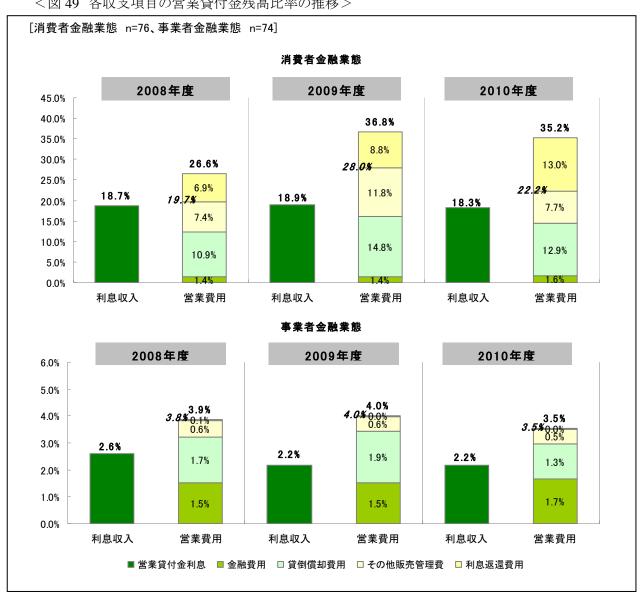
### ② 営業貸付残高に対する各収支項目比率

貸金業者のコスト構造を把握するために、直近 3 期の営業貸付金残高(平均残高)、営業貸付金利息、 及び貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用 (利息返還金)を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額(利息 返還費用を含む)の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した。

消費者金融業態の「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」は、2008 年度の 18.7%から 2010年度の18.3%へと低下した。一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は、2008年度 以降、26.6%、36.8%、35.2%と推移している。

「利息返還費用を除いた営業費用の営業貸付金残高に対する比率」については、販売管理費の削減 があったものの、2008年度以降、19.7%、28.0%、22.2%と推移し、営業貸付金利息の営業貸付金残 高に対する比率を上回り続けている。

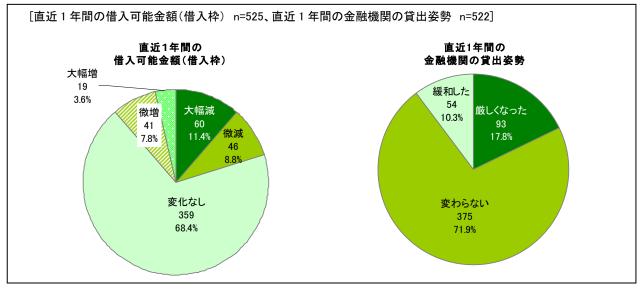




### ③ 金融機関からの資金調達状況

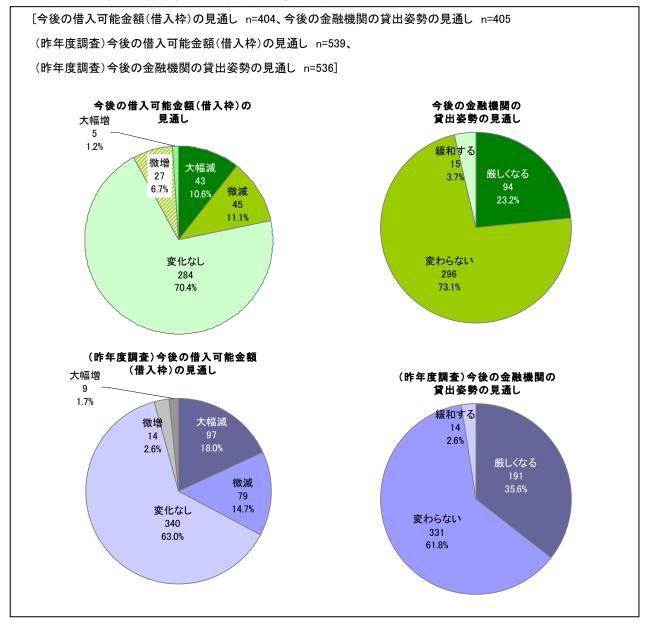
貸金業者の資金繰りの状況を確認するため、金融機関からの資金調達状況を調査した。 直近1年間の「借入可能金額」については、11.4%が「大幅減」、8.8%が「微減」と回答したのに対し、7.8%が「微増」、3.6%が「大幅増」と回答している。

<図 50 直近1年間の金融機関からの資金調達状況>



また、今後の見通しについても、21.7%が「借入可能金額」が「大幅減」「微減」、23.2%が「金融機関の貸出姿勢」が「厳しくなる」と回答している。

<図 51 今後の金融機関からの資金調達状況の見通し>

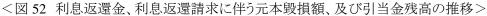


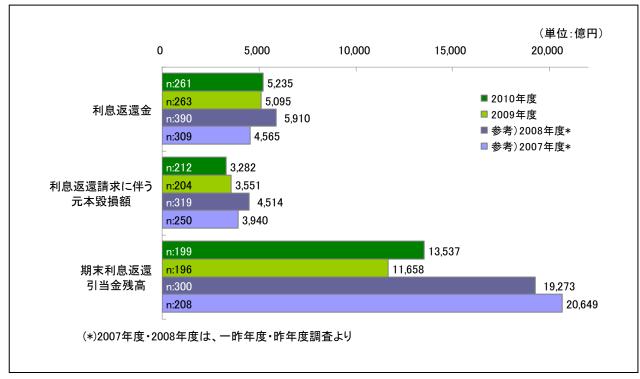
### (9) 利息返還請求への対応状況

#### ① 利息返還請求の実態と見通し

2007 年度以降、利息返還請求に伴う元本毀損額と実際のキャッシュアウトである利息返還金の合計額は、約0.8 兆円から約1.0 兆円で推移し、この間、利息返還引当金残高は約2.0 兆円から約1.3 兆円に減少している。

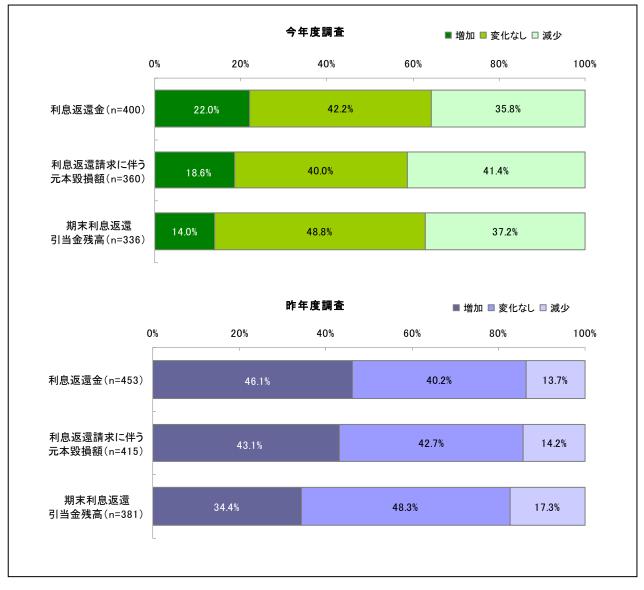
利息返還請求の影響は、過去 4ヵ年において、元本毀損額と利息返還金の合計で約 3.6 兆円となっており、2010 年度の期末利息返還引当金残高約 1.3 兆円を加えると約 4.9 兆円の規模に達している。





また、利息返還関連コストそれぞれの今後の見通しについて調査したところ、「利息返還金」については、「増加する」と回答した割合(22.0%)よりも「減少する」と回答した割合(35.8%)が上回っている(昨年度の調査結果:「増加する」46.1%、「減少する」13.7%)。「利息返還請求に伴う元本毀損額」についても、「増加する」と回答した割合(18.6%)よりも「減少する」と回答した割合(41.4%)が上回っている(昨年度の調査結果:「増加する」43.1%、「減少する」14.2%)。





### ② 利息返還請求の債務者区分

利息返還請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点の債務者区分について調査したところ、現在、原債務の支払いが滞っている「延滞先」からの請求が最も多く38.5%を占めているものの、既に貸金業者との取引が終了している「完済・残高なしの先」からの請求は33.1%と、昨年度調査(28.2%)を上回っている。

さらに、今後の見通しについては、「延滞先」や「正常返済先」からの請求増加(それぞれ、15.3%、19.8%)よりも、「完済・残高なしの先」からの請求増加が36.6%と多くなっている。

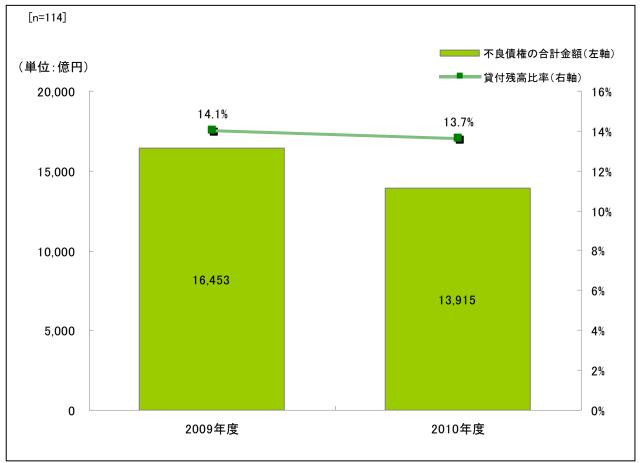
(今年度調査) (今年度調査)今後の見通し 現状の人数割合 0% 20% 40% 60% 80% 100% 完済・残高なしの先 完済•残 36.6% 44.6% 18.8% 正常返 (n=372)高なし 済先 の先 28.4% 延滞先 33.1% 15.3% 58.0% 26.7% (n=367)延滞先 正常返済先 38.5% 19.8% 58.1% 22.1% (n=348)(n=372)■ 増加 ■ 変化なし □ 減少 (昨年度調査) (昨年度調査)今後の見通し 現状の人数割合 0% 20% 40% 60% 80% 100% 完済・残 完済・残高なしの先 6.4% 50.4% 43.2% 正常返 高なし (n=372)済先 の先 29.2% 28.2% 延滞先 35.3% 53.2% 11.5% (n=367)延滞先 正常返済先 39.1% 10.8% 42.6% 50.1% (n=348)(n=408) ■ 増加 ■ 変化なし □ 減少

<図 54 利息返還請求時の債務者区分>

### ③ 不良債権の状況

債権の不良化の状況を把握するため、直近2期の不良債権金額(破綻先債権・延滞債権・貸出条件 緩和債権の合計)を調査し、各年度の貸出残高に対する比率を算出した。不良債権の合計金額は、約 1.6兆円から約1.4兆円に減少し、不良債権の貸付残高比率も14.1%から13.7%へと低下している。

<図 55 不良債権の合計金額と貸付残高比率の推移>

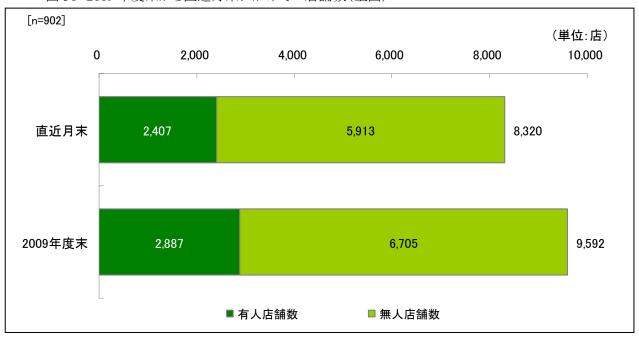


### (10) 貸金業者の店舗の状況

### ① 店舗数の推移

2009 年度末から直近月末までの店舗数を調査したところ、有人店舗は、2,887 店 (2009 年度末)から 2,407 店 (直近月末)へと 16.6%減少し、無人店舗は、6,705 店から 5,913 店へと 11.8%減少した(店舗全体では、13.3%の減少)。

<図 56 2009 年度末から直近月末にかけての店舗数(全国)>

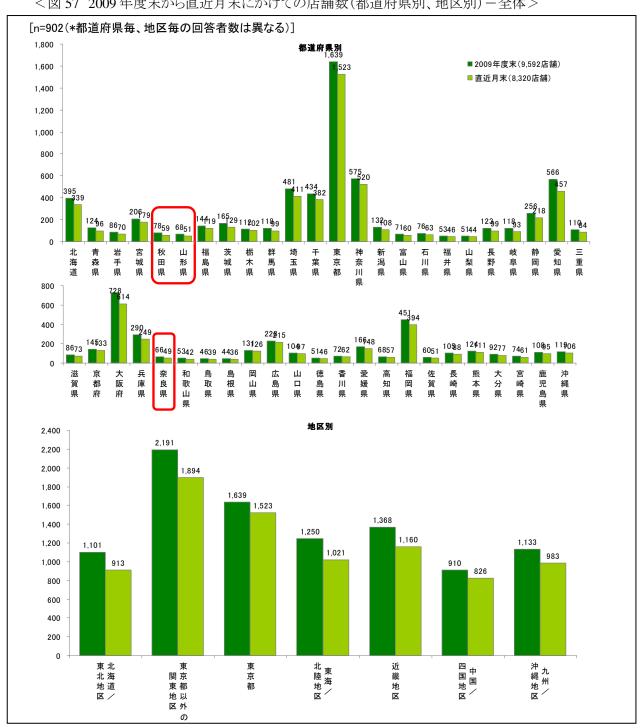


#### 結 果 調 査

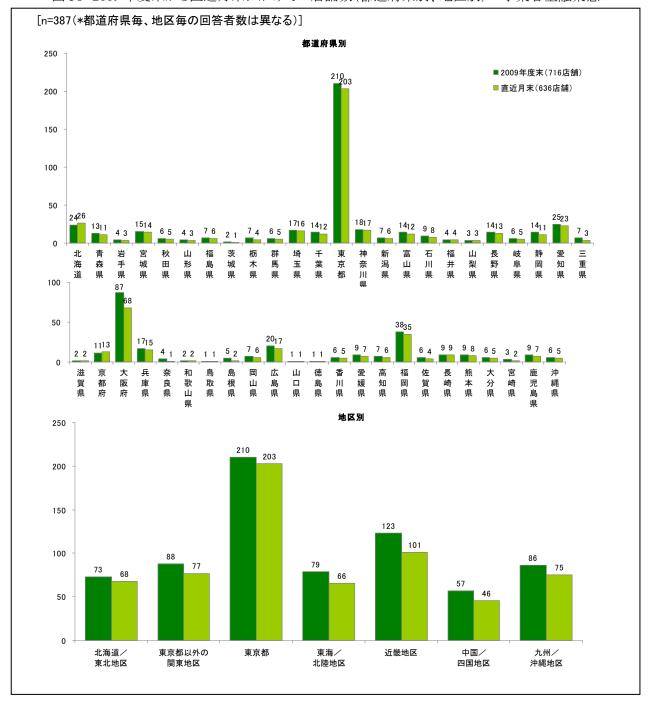
さらに、都道府県別に2009年度末と直近月の2011年9月の有人と無人を合わせた店舗数の推移を 調査したところ、奈良県が 66 店から 49 店まで 25.8%の減少と最も大きく減少し、山形県が 68 店舗か ら51 店舗への25.0%減少、秋田県が78 店舗から59 店舗への24.4%減少と続いている。 このうち、事業者金融業態の貸金業者における店舗数の推移を調査したところ、奈良県が4店舗から 1店舗まで75.0%の減少と最も大きく減少し、島根県が5店舗から2店舗への60.0%減少、三重県

<図 57 2009 年度末から直近月末にかけての店舗数(都道府県別、地区別) - 全体>

が7店舗から3店舗への57.1%減少と続いている。



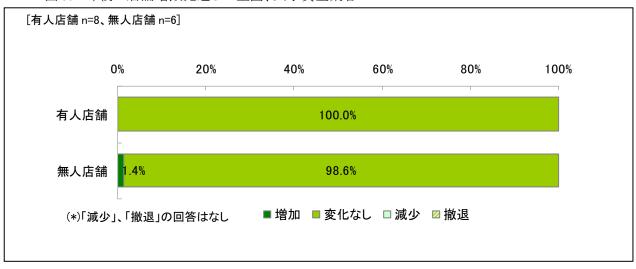
<図 58 2009 年度末から直近月末にかけての店舗数(都道府県別、地区別) - 事業者金融業態>



大手貸金業者の有人店舗と無人店舗の今後の見通しについて調査したところ(\*7)、「有人店舗」では 100.0%、「無人店舗」では 98.6%の割合で、「変化なし」と回答している。

(\*7)都道府県毎の増減見通しを単純合計し、「全国ベース」として算出。

<図 59 今後の店舗増減見通し-全国、大手貸金業者>



#### ② ネットチャネルによるサービス提供の状況

事業者向貸付において、改正貸金業法公布後(2006 年 12 月以降)、インターネット及びモバイル(携帯)を通じたサービス提供の取組状況について調査したところ、貸金業者の 90.6%が「取組みを止めた」、「元々やっていない」と回答している(消費者向貸付に比べて、ネットチャネルによるサービス提供の割合が低くなっている)。

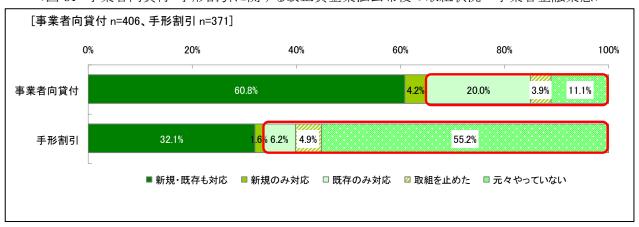




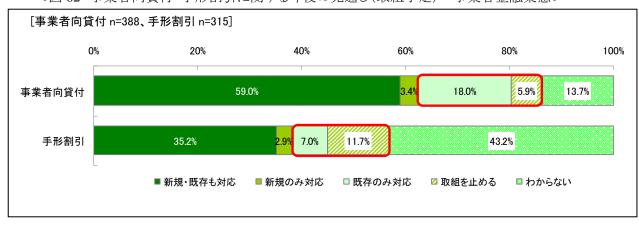
### ③ 事業者向貸付の実態

事業者金融業態における、事業者向貸付及び手形割引の改正貸金業法公布後(2006 年 12 月以降) の取組状況について調査したところ、事業者向貸付について貸金業者の 35.0%が、手形割引について貸金業者の 66.3%が「既存のみ対応」、「取組を止めた」、「元々やっていない」と回答している。 また、事業者金融業態における、事業者向貸付及び手形割引の今後の見通しについて調査したところ、事業者向貸付について貸金業者の 23.9%が、手形割引について貸金業者の 18.7%が、「既存のみ対応」、「取組を止める」と回答している。

<図 61 事業者向貸付・手形割引に関する改正貸金業法公布後の取組状況-事業者金融業態>



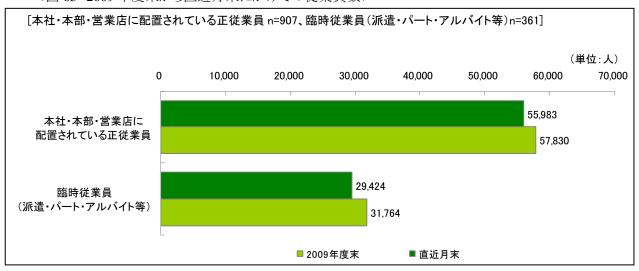
<図 62 事業者向貸付・手形割引に関する今後の見通し(取組予定) - 事業者金融業態>



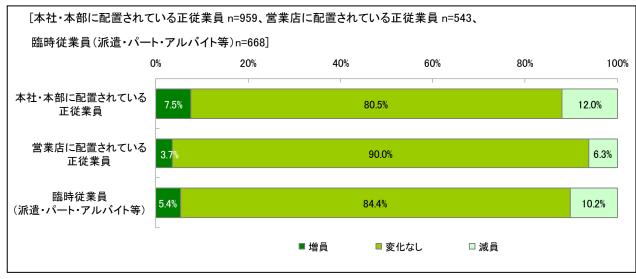
#### 4 従業員の見直し状況

2009 年度末から直近月末までの従業員の見直し状況を調査したところ、正従業員数は、57,830 人 (2009 年度末)から 55,983 人(直近月末)へと 3.2%減少し、臨時従業員数は、31,764 人から 29,424 人へと 7.4%減少している。

<図 63 2009 年度末から直近月末にかけての従業員数>



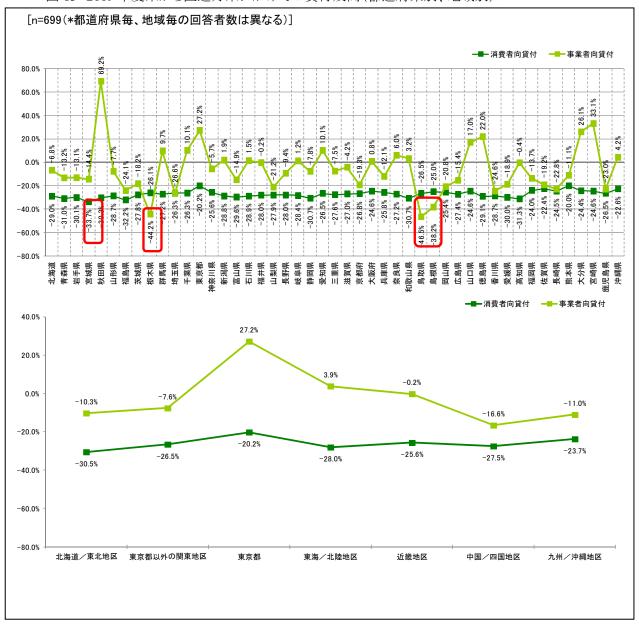
<図 64 従業員数増減見通し>



### (11) 地域別貸付残高の状況

都道府県別に、2009 年度末から直近月末までの貸付残高の増減率を調査したところ、消費者向貸付では、宮城県が33.7%と最も大きく減少し、事業者向貸付では、鳥取県が46.5%と最も大きく減少し、栃木県が44.2%減少、島根県が38.2%減少と続いている。

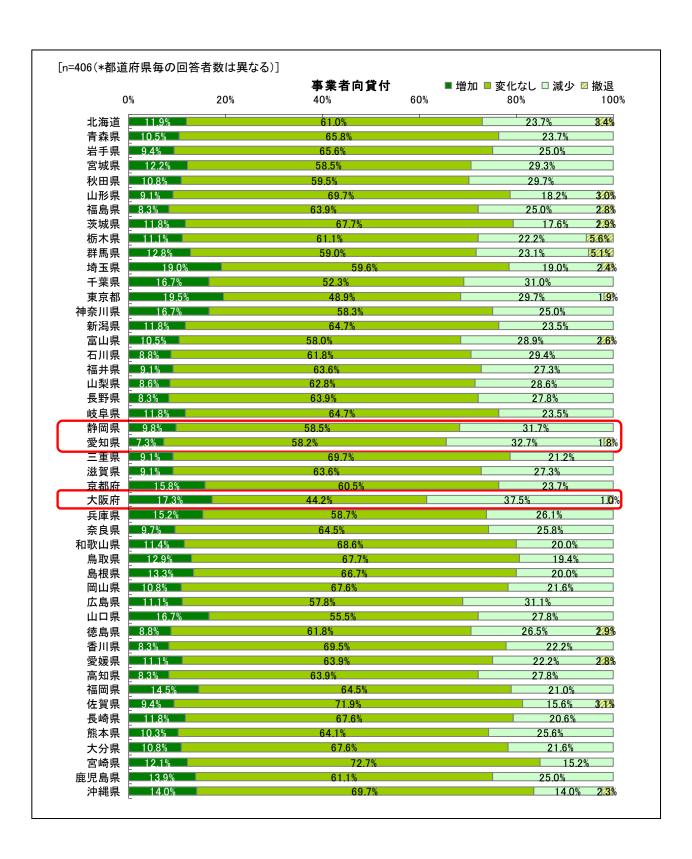
<図 65 2009 年度末から直近月末にかけての貸付残高(都道府県別、地域別)>

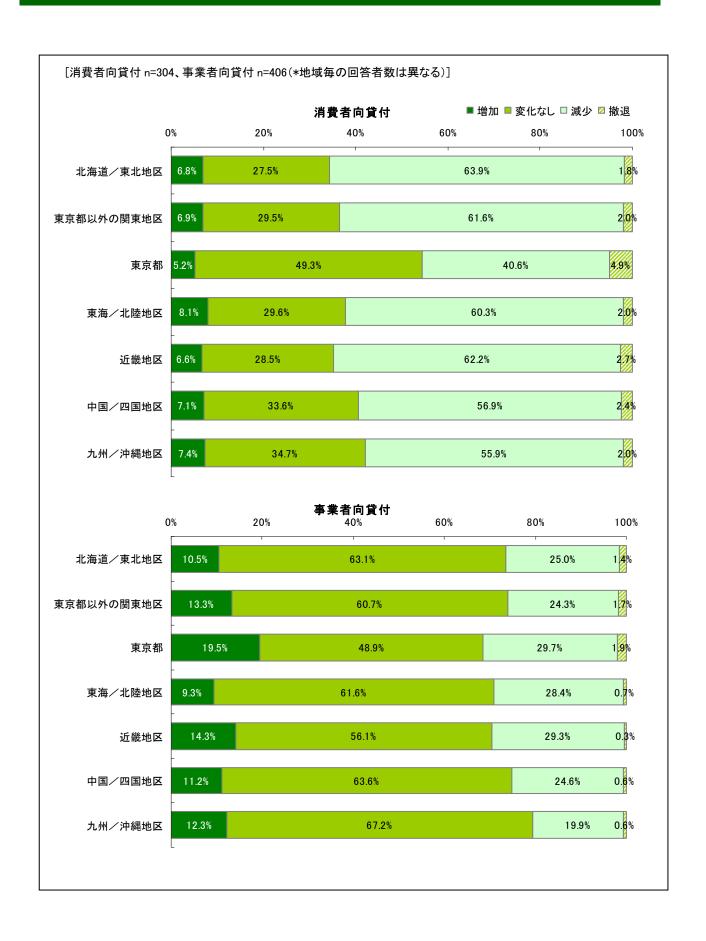


さらに、貸付残高の今後の見通しについて調査したところ、事業者向貸付における「減少」、「撤退」と回答した割合は、大阪府が38.5%と最も高く、愛知県が34.5%、静岡県が31.7%と続いた。

<図 66 貸付残高増減見通し(都道府県別、地域別)>

			消費者向貸付		■変化なし□減	
	0%	20%	40%	60%	80%	10
北海道	8.2%	23.7%		67.1%		1.0
青森県	6.3%	28.1%		64.0%		1.6
岩手県	7.8%	28.1%		62.5%		1.6
宮城県	5.0%	28.8%		63.7%		2.59
秋田県	5.9%	27.9%		64.7%		1.5
山形県	_ 8.5%	28.8%		61.0%		1/7
福島県	6.1%	28.8%		62.1%		3.0%
茨城県	8.8%	26.5%		63.2%		1.5
栃木県	5.9%	26.5%		64.7%		2.9%
群馬県	9.2%	32.3%		55.4%		3/1%
埼玉県	6.3%	28.8%		62.4%		2,59
千葉県	4.7%	30.2%		63.9%		1.2
東京都	5.2%	49.3%			40.6%	4.9%
神奈川県	7.5%	26.9%		63.4%		2.2
新潟県	6.3%	33.3%		58.8%		1/6
富山県	6.5%	27.4%		61.3%		4.8%
石川県	6.6%	34.4%		57.4%		1.6
福井県	6.8%	35.6%	_	55.9%	6	1/7
山梨県	8.1%	32.3%		58.0%		1/6
長野県	6.2%	30.8%		61.5%		1.5
岐阜県 静岡県	9.0%	31.3% 23.2%		58.2%		1 5
	9.8%	23.2%		65.9%		1.0
愛知県 三重県	7.6%	28.8%		60.6% 60.6%		3,09
二里乐 滋賀県	7.8%	29.7%		60.9%		16
京都府	5.6%	28.2%		63.4%		2,89
大阪府	6.7%	29.6%		59.3%		4.4%
兵庫県	7.2%	27.7%		62.7%		2.49
奈良県	6.2%	26.2%		66.1%		1.5
和歌山県	6.1%	28.8%		63.6%		1.5
鳥取県	8.9%	39.3%			0.0%	1.8
島根県	7.0%	35.1%		56.1%		1.8
岡山県	5.7%	34.3%		58.6%		1.4
広島県	8.8%	30.0%		58.7%		2/5/
山口県	7.8%	29.7%		59.4%		3/1%
徳島県	7.5%	35.8%		53.7%	Ó	3.09
香川県	5.9%	33.8%		58.8%		1.5
愛媛県	6.1%			59.1%		3.09
高知県	6.3%	34.4%		56.2%		3/1%
福岡県	6.6%	28.6%		61.5%		3/3%
佐賀県	7.0%	35.1%		56.1%	Í	1.8
長崎県	9.1%	34.8%		54.6	%	1.5
熊本県	7.7%	35.4%		55.4	%	1.5
大分県	6.0%	32.8%		59.7%		1.5
宮崎県	8.3%	38.3%		51.	.7%	17
鹿児島県	6.2%	36.9%		53.8%	1	3/19
沖縄県	8.8%	38.2%			.5%	1.5





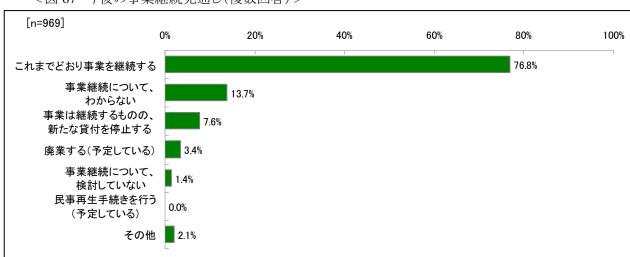
### 調 査 結 果

### (12) 今後の事業継続状況

#### ① 今後の事業継続見通し

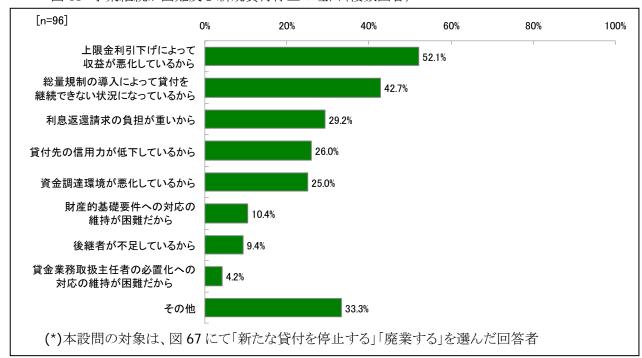
今後の貸金業の事業継続に関する意向を尋ねたところ、貸金業者の 76.8%が「これまでどおり事業を継続する」と回答する一方、13.7%が「事業継続について、わからない」、7.6%が「事業は継続するものの、新たな貸付を停止する」と回答している。

また、事業継続が困難および新規貸付を停止した理由では、「上限金利引下げによって収益が悪化しているから」が52.1%と最も高く、「総量規制の導入によって貸付を継続できない状況になっているから」が42.7%、「利息返還請求の負担が重いから」が29.2%と続いている。



<図 67 今後の事業継続見通し(複数回答)>

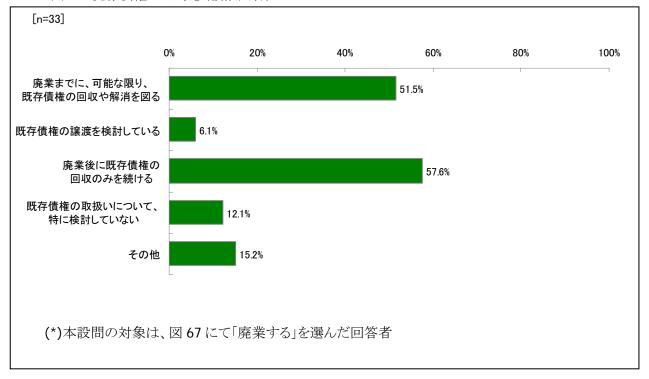




### ② 廃業する業者の既存債権への対応

廃業等を予定している貸金業者の既存債権への対応について調査したところ、廃業を予定している貸金業者の57.6%が「廃業後に既存債権の回収のみを続ける」と回答している。

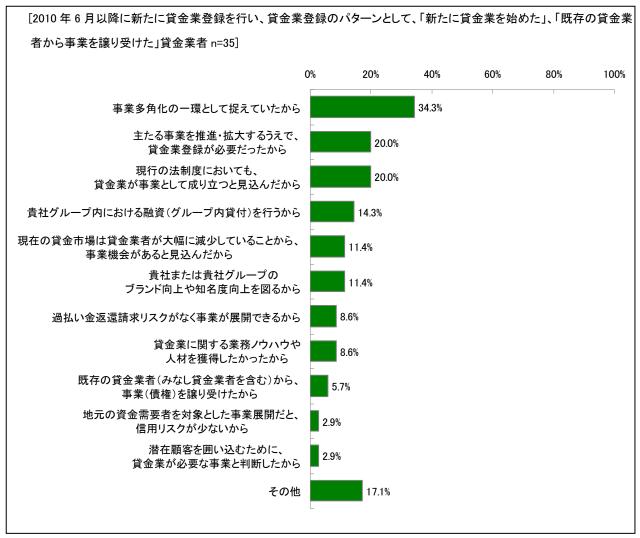
<図 69 既存債権への対応(複数回答)>



#### ③ 新規登録業者の状況

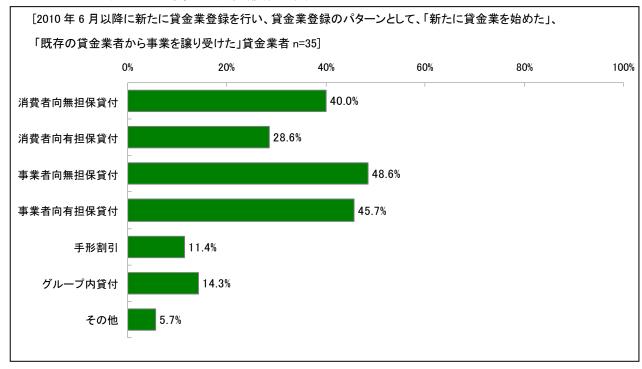
2010年6月以降に新たに貸金業登録を行った貸金業者(「新たに貸金業を始めた」、「既存の貸金業者から、事業を譲り受けた」貸金業者)に対して、貸金業参入の理由を調査したところ、「事業多角化の一環として捉えていたから」が34.3%と最も多く、「主たる事業を推進・拡大するうえで、貸金業登録が必要だったから」、「現行の法制度においても、貸金業が事業として成り立つと見込んだから」が20.0%と続いている。

<図 70 2010年6月以降に新たに貸金業登録を行った貸金業者の参入の理由(複数回答)>



さらに、「現在実施している」あるいは「今後実施する予定」の貸付種類について調査したところ、「事業者向無担保貸付」が 48.6%と最も多く、「事業者向有担保貸付」が 45.7%、「消費者向無担保貸付」が 40.0%と続いている。

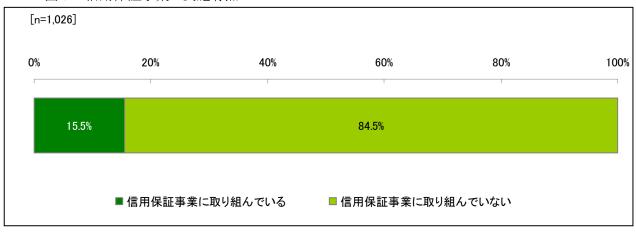
<図 71 2010 年 6 月以降に新たに貸金業登録を行った貸金業者の、実施している、あるいは、 実施する予定の貸付の種類(複数回答)>



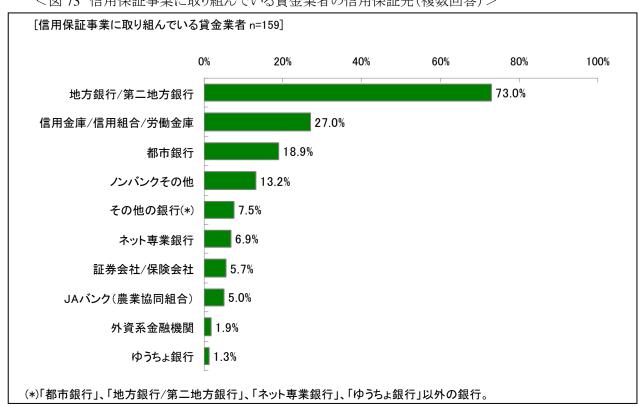
#### ④ 信用保証事業の実施状況

信用保証事業の実施状況を調査したところ、現在、信用保証事業を行っている貸金業者は 15.5%であった。また、現状の信用保証先の比率は、「地方銀行/第二地方銀行」が 73.0%と最も高く、「信用金庫/信用組合/労働金庫」が 27.0%、「都市銀行」が 18.9%と続いている。

<図 72 信用保証事業の実施有無>



<図73 信用保証事業に取り組んでいる貸金業者の信用保証先(複数回答)>

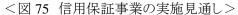


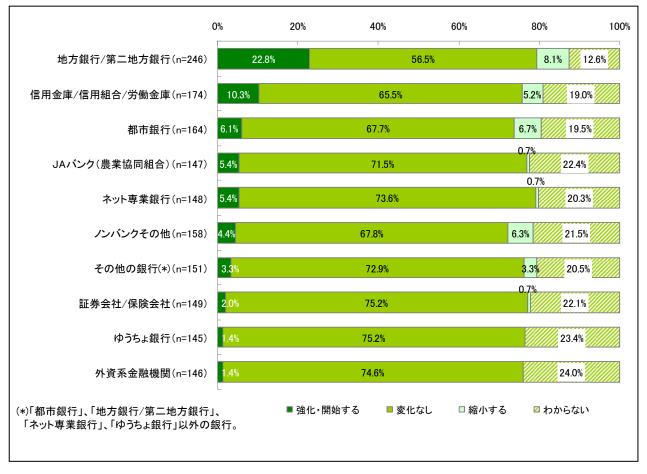
消費者向無担保貸付に係る信用保証残高と(営業)貸付残高の推移を比較したところ、貸付残高が8.9 兆円(2009年6月)から6.2 兆円(2011年6月)へと2.7 兆円減少している一方、信用保証残高が3.4 兆円前後にとどまり、営業貸付の減少分を補っていない結果となった。



<図 74 信用保証残高と貸付残高の推移-消費者向無担保貸付>

金融業態別に今後の信用保証事業の実施見通しについて調査したところ、「強化・開始する」と回答した割合は、「地方銀行/第二地方銀行」が22.8%と最も高く、「信用金庫/信用組合/労働金庫」が10.3%、「都市銀行」が6.1%」と続いている。



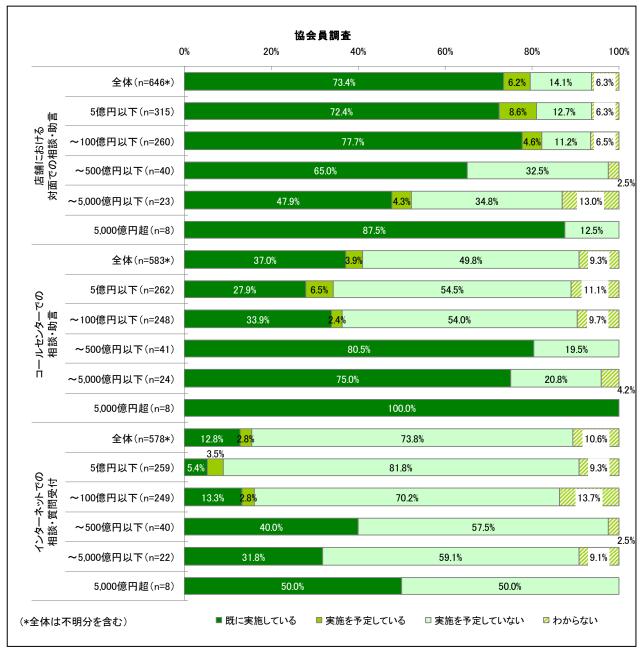


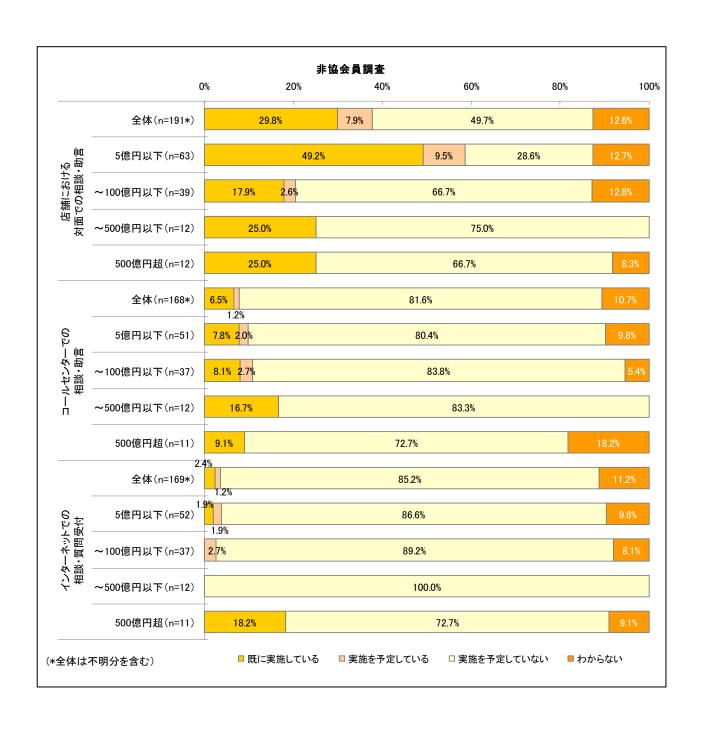
### (13) 資金需要者への相談・助言の対応状況

### ① 相談・助言対応状況

資金需要者(借入困難者・多重債務者を含む)に対する相談や助言などの実施状況について協会員 を調査したところ、「店舗における対面での相談・助言」については、貸金業者の73.4%が「既に実施している」、6.2%が「実施を予定している」と回答している。

<図 76 相談や助言などの実施状況-貸付残高別>

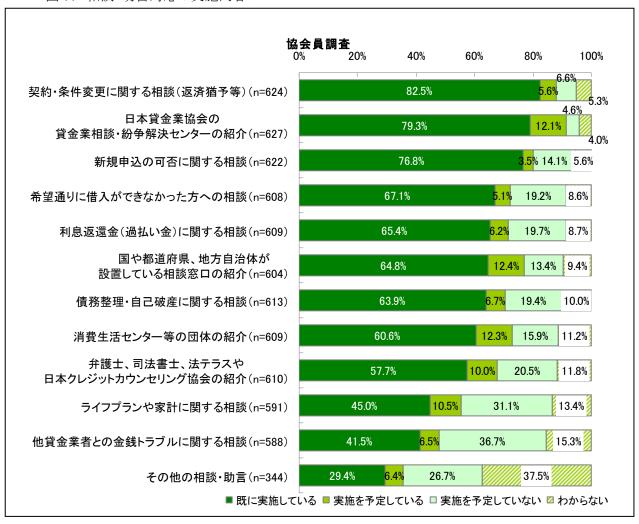


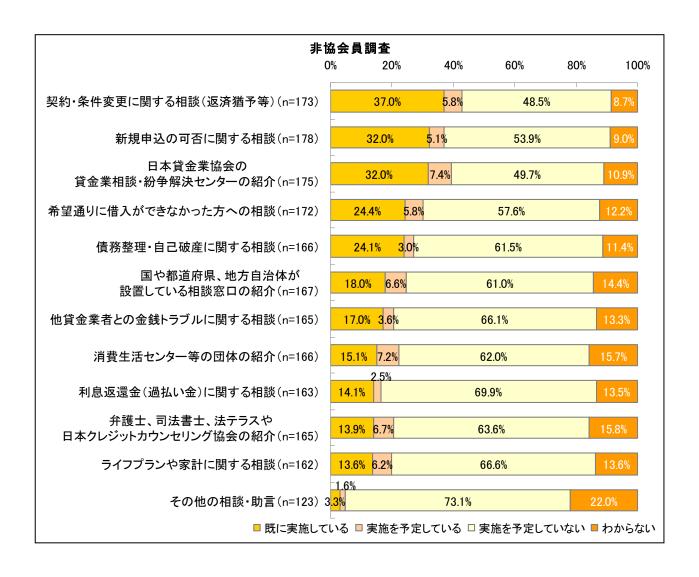


#### ② 相談・助言の内容

相談・助言の実施内容について協会員を調査したところ、「既に実施している」と回答した割合は、「契約・条件変更に関する相談(返済猶予等)」が82.5%と最も高く、「日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センターの紹介」が79.3%、「新規申込の可否に関する相談」が76.8%と続いている。また、「実施を予定している」と回答した割合は、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口の紹介」が12.4%と最も高く、「消費生活センター等の団体の紹介」が12.3%と続いている。

<図77 相談・助言対応の実施内容>

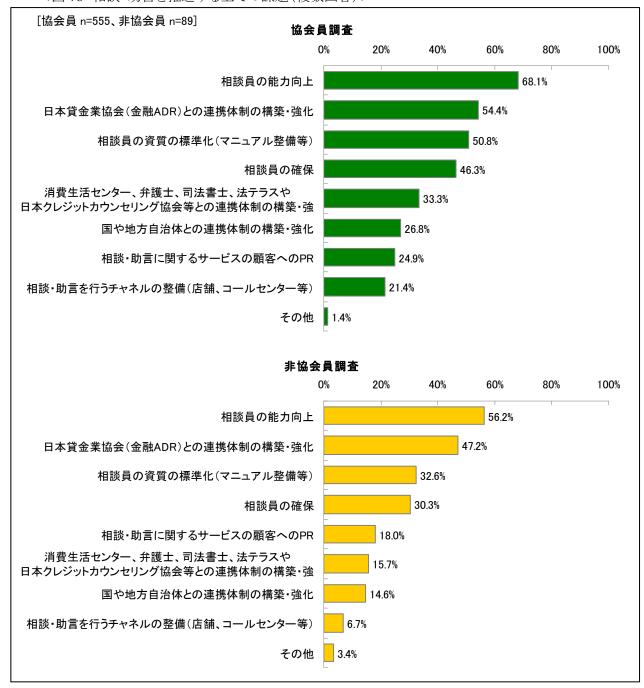




### ③ 相談・助言を行う上での課題

今後、相談・助言を推進する上での課題について協会員を調査したところ、「相談員の能力向上」が 68.1%と最も高く、「日本貸金業協会(金融 ADR)との連携体制の構築・強化」が 54.4%、「相談員の資質の標準化(マニュアル整備等)」が 50.8%と続いている。

<図 78 相談・助言を推進する上での課題(複数回答)>

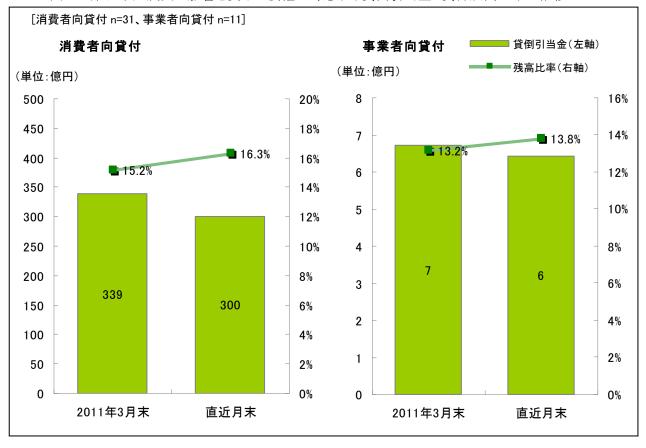


### (14) 東日本大震災による、貸金業者への影響と対応

### ① 対象債権と貸付残高の状況

東日本大震災による貸付債権への影響を把握するために、2011 年 3 月末時点と直近月末時点における、対象債権(東北地方や茨城県の居住者等、東日本大震災の影響を受けていると貸金業者が判断した貸付先)の貸付残高に対応する貸倒引当金と、その貸付残高比率について算出した。消費者向貸付の場合、15.2%(2011 年 3 月末)から 16.3%(直近月末)へと上昇し、事業者向貸付の場合も、13.2%(2011 年 3 月末)から 13.8%(直近月末)へと上昇している。

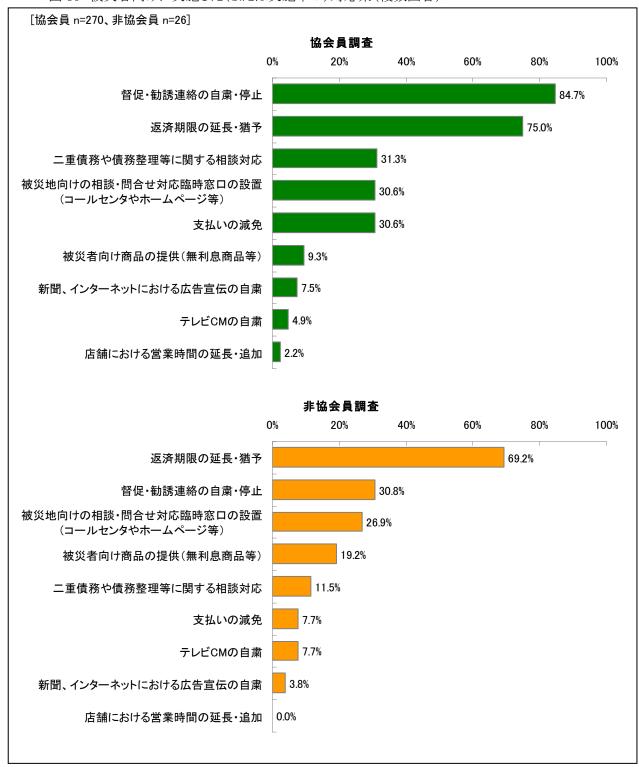
<図79 東日本大震災の影響を受けた債権に対応する貸倒引当金と貸付残高比率の推移>



### ② 被災者向けに実施した(または実施中の)対応策

被災者向けに実施した、あるいは、実施中の対応等について協会員を調査したところ、「督促・勧誘連絡の自粛・停止」が84.7%と最も高く、「返済期限の延長・猶予」が75.0%と続いている。

<図80 被災者向けに実施した(または実施中の)対応策(複数回答)>



#### ③ 今後の復旧・復興に向けた懸念事項や課題

今後の復旧・復興に向けた懸念事項や課題に対する自由意見としては、「被災者からの相談には、柔軟に対応したい」、「被災者からの申込みに対して、前向きに融資をしたい」が23.8%と最も高く、「被災者の今後の返済や経済活動への影響が懸念される」が21.4%と続いた。

[n=42] 0% 80% 100% 20% 40% 60% 被災者からの相談には、柔軟に対応したい 23.8% 被災者からの申込みに対して、前向きに融資をしたい 23.8% (被災者向け商品開発、書類提出の条件緩和を含む) 21.4% 被災者の今後の返済や経済活動への影響が懸念される 返済条件を見直したり、回収・督促事務を控えている 震災の影響を考慮し、改正貸金業法の改正(緩和)を期待したい 震災対応について、国や行政の対応(役割)が大きい お客様に対する各種案内業務を控えている(停止している) 2.4% ATM手数料の無料化 2.4% 被災地の貸付先の状況把握に苦労している ■ 2.4%

<図81 今後の復旧・復興に向けた懸念事項や課題に対する自由意見(複数回答)>

以上